

官報

号外 昭和三十四年三月十七日

第三十一回衆議院會議録 第二十六号

昭和三十四年三月十七日(火曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十四年三月十七日

午後三時開議

第一 港灣運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外二十九名提出)

第三 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出)

第四 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便物の締結について承認を求めるの件

第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第八 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 港灣運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外二十九名提出)

日程第三 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第四 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便物の締結について承認を求めるの件

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(加藤謙五郎君) これより会議を開きます。

午後三時十八分開議

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、港灣運送事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長塚原俊郎君。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

右 昭和三十四年二月二日 内閣総理大臣 岸 信介 国会に提出する。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「はしけのえい航」を「はしけ若しくはいかだの曳航」に改め、同項第四号中「貯木場を含む」を「水面貯木場を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

五 港灣若しくは指定区間におけるいかだに組んで運送する木材の運送又は港灣において、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

第三条に次の一号を加える。

五 いかだ運送事業(前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業)

第四条を次のように改める。

(登録)

第四条 港灣運送事業を営もうとする者は、港灣ごとに、かつ、港灣運送事業の種類ごとに運輸大臣の行う登録を受けなければならない。ただし、指定区間においては、当該指定区間の起点又は終点である港灣の一について登録を受ければ足りる。

2 港灣運送事業の登録は、運輸省令で定めるところにより、利用者、取扱貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

第五条第一項中第二号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 港灣

三 港灣運送事業の種類

四 業務の範囲を限定して登録を受けようとする場合においては、利用者、取扱貨物その他業務の範囲

第七條第一項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

五 五二

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 港灣運送事業法の一部を改正する法律案

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

五二

三 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるもの

第七條第一項に次の二号を加える。

六 資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額が港灣運送に關して負うべき損害賠償の責任を考慮して運輸省令で定める一定の金額に達しない者

七 港灣運送の業務に必要な経験又は能力が運輸省令で定める基準に適合しない者

第七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第六号の資産の合計金額及び負債の合計金額の計算方法は、運輸省令で定める。

第十二條の次に次の一條を加える。

(事業の開始の届出)

第十二條の二 港灣運送事業者は、その事業を開始したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。現に休止している事業を再開したときも、同様とする。

第十六條中「第二條第二号、第三号又は第四号」を「第二條第一項第二号から第五号まで」に改める。

第十七條第一項中「第三号又は第四号」を「第五号又は第六号」に改める。

第十八條第二項中「第四号」を「第四條第一項」に改める。

第十九條を次のように改め、第十九條の二を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第十九條 港灣運送事業者が他の港灣運送事業者とする運送条件、事業施設、集貨その他港灣運送に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下この条において協定等)により、以下この条において協定等)により、あつて、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けてするものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しない。ただし、不正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、当該協定等が次の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

一 港灣運送に關する秩序を維持し、及び利用者の利便を増進するために必要なものであること。

二 取引の相手方を制限することにより、利用者が港灣運送の委託について任意に港灣運送事業者を選挙することを妨げるものでないこと。

三 当該協定等に参加し、又は当該協定等から脱退することを不当に制限するものでないこと。

3 運輸大臣は、第一項の認可をしよとするとときは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

第二十條の見出しを「事業の休止及び廃止の届出」に改め、同條中

「廃止したとき」を「休止し、又は廃止したとき」に改める。

第二十一條第一号を次のように改める。

一 第十八條第一項の規定による届出又は前条の規定による事業の廃止の届出があつた場合

第二十二條第一項中第三号を削り、同項に次の二号を加える。

三 事業の開始前及び事業の休止中を除き、第七條第一項第五号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

四 正当な理由がなくて、港灣運送事業の登録を受けてから六箇月以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を休止したとき。

第二十二條第二項中「第七條第二項」を「第七條第三項」に改める。

第三十三條の二第二項中「第十九條の二」を「第十九條」に改める。

第三十三條の三第一項及び第三十四條第一号中「第四号」を「第四條第一項」に改める。

第三十七條第二号中「第十七條第一項」を「第十二條の二、第十七條第一項」に改め、「第十九條の二」(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正後の第二條第一項の規定により新たに港灣運送事業者となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第四條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業について同項の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

一 項の登録を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業について同項の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

3 この法律の施行の際現に沿岸荷役事業の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間、いかに運送事業の登録を受けなくても、引き続き改正前の第二條第一項第四号に掲げる行為を行ふ事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業についていかに運送事業の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

4 この法律の施行の際現に効力を有する協定等であつて、改正前の第十九條の二(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたものは、改正後の第十九條第一項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に港灣運送事業者である者については、改正後の第二十二條第一項第三号(改正後の第七條第一項第六号及び第七号の規定に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日から二年間は、適用しない。

6 この法律の施行の際現にその事業を休止している港灣運送事業者については、当該事業の休止は、改正後の第二十二條第一項第四号の規定の適用については、この法律の施行の日からしたものとみなす。

理由

港灣運送事業の現状にかんがみ、港灣運送事業の種類の一としていかだ運送事業を新設し、登録の拒否及び取消に關する規定を整備し、港灣運送事業者が締結することができる協定等の範圍を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

港灣運送事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

港灣運送事業法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

港灣運送事業法の一部を改正する法律

港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、港灣運送に關する秩序を確立し、港灣運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第二條第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「は

しけのえい航を「はしけ若しくはいかだのえい航」に改め、同項第四号中「貯木場を含む」を「水面貯木場を除く」に改め、同項に次の四号を加える。

五 港灣若しくは指定区間におけるいかだに組んで運送する木材の運送又は港灣において運送する、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明(以下「検査」といふ。)

七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定(以下「鑑定」といふ。)

八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明(以下「検査」といふ。)

第二条に次の一項を加える。

4 この法律で「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいい、「鑑定人」とは、職業として鑑定に従事する者をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

第三条に次の四号を加える。

五 いかだ運送事業(前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業)

六 検査事業(前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業)

七 鑑定事業(前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業)

八 検査事業(前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業)

第四条から第十一条までを次のように改める。

第四条 前条第一号から第五号までに掲げる港灣運送事業を営もうとする者は、港灣運送事業の種類及び港灣ごとに、同条第六号から第八号までに掲げる港灣運送事業(以下「検査事業等」といふ。)を営もうとする者は、港灣運送事業の種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。但し、指定区間においては、当該指定区間の起点又は終点である港灣の一について免許を受ければ足りる。

2 前条第一号から第五号までに掲げる港灣運送事業者の免許は、利用者、取扱貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

(免許の申請)

第五条 港灣運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 港灣運送事業の種類

三 港灣(検査事業等に係る場合を除く。)

四 業務の範囲を限定して免許を受けようとする場合においては、利用者、取扱貨物その他業務の範囲

五 運輸省令で定める事業計画

2 前項の申請書には、事業の収支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 運輸大臣は、申請者に対し、前二項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六条 運輸大臣は、港灣運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の開始により港灣運送供給量が港灣運送需要量に対し著しく過剰にならないこと。

二 当該事業を適確に遂行するに足る労働者及び施設を有するものであること。

三 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

四 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が左の各号の一に該当する場合を除いて、港灣運送事業の免許をしなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなく

つた日から二年を経過しない者

二 この法律又は職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四十四条の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 港灣運送事業の免許を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前三号の一に該当する者であるもの

五 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前四号の一に該当する者があるもの

(検査人等の登録)

第七条 検査人、鑑定人又は検査人(以下「検査人等」といふ。)になろうとする者は、その者の住所を管轄する海運局(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局をいう。以下同じ。)の検査人登録簿、鑑定人登録簿又は検査人登録簿に、運輸省令で定める手続により、登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第七条の二 左の各号の一に該当する者は、検査人等になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十六条の三第二項の規定により登録の取消を受けた日から一年を経過しない者

(登録のまつ消)

第七条の三 海運局長(海運局長をいう。以下同じ。)は、検査人等が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一 業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 前条第一号又は同条第二号に該当するに至つたとき。

四 第十六条の三第二項の規定により登録の取消をしたとき。

(登録料の納付)

又執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 この法律又は職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四十四条の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 港灣運送事業の免許を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前三号の一に該当する者であるもの

五 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前四号の一に該当する者があるもの

(検査人等の登録)

第七条 検査人、鑑定人又は検査人(以下「検査人等」といふ。)になろうとする者は、その者の住所を管轄する海運局(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局をいう。以下同じ。)の検査人登録簿、鑑定人登録簿又は検査人登録簿に、運輸省令で定める手続により、登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第七条の二 左の各号の一に該当する者は、検査人等になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十六条の三第二項の規定により登録の取消を受けた日から一年を経過しない者

(登録のまつ消)

第七条の三 海運局長(海運局長をいう。以下同じ。)は、検査人等が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一 業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 前条第一号又は同条第二号に該当するに至つたとき。

四 第十六条の三第二項の規定により登録の取消をしたとき。

(登録料の納付)

第七条の四 検査人等の登録を受けようとする者は、登録料として千円を納めなければならない。

(事業開始の義務)

第八条 港灣運送事業の免許を受けた者(以下「港灣運送事業者」といふ。)は、運輸大臣の指定する期間内に、当該港灣運送事業を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に当該港灣運送事業を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、その期間を延長することができる。

(運賃及び料金)

第九条 港灣運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、運賃及び

料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(運賃及び料金の割戻の禁止)

第十条 港灣運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

(港灣運送約款)

第十一条 一般港灣運送事業の免許を受けた者(以下「一般港灣運送事業者」という。)は、運輸省令で定めるところにより、港灣運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも貨物の受取及び引渡並びに一般港灣運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

第十二条中「第九条及び前条の規定により実施することとなつた」を「第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(港灣運送の引受義務)

第十五条の二 港灣運送事業者は、左の場合を除いて、港灣運送を拒絶してはならない。

一 当該港灣運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二 天災その他やむを得ない事由による港灣運送上の支障があるとき。

三 当該港灣運送が第十一条第一項の規定により認可を受けた港灣運送約款に適合しないとき。

第十六条中「港灣運送事業者」の下に「(検査事業等の免許を受けた者を除く。）」を加え、「第二条第二号、第三号又は第四号」を「第二条第一項第二号、第三号、第四号又は第五号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(氏名の明示)

第十六条の二 検査事業等の免許を受けた者は、検査、鑑定又は検査(以下「検査等」という。)の依頼を受けた場合には、当該検査等に從事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

(検査人等の禁止行為)

第十六条の三 検査人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。

一 箇数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明
二 積付に関する虚偽の証明又は鑑定
三 容積又は重量の不正な計算

2 海運局長は、検査人等が前項の規定に違反したときは、一年以内において当該検査人等の業務の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

3 海運局長は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検査人等に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検査人等は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(事業計画の変更)

第十七条 港灣運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 港灣運送事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十七条の二 港灣運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 運輸大臣は、港灣運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該港灣運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行

うべきことを命ずることができる。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 港灣運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 港灣運送事業を営営する法人の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。但し、港灣運送事業を営営する法人が港灣運送事業を行わない法人を合併する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により認可を受けて港灣運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

4 港灣運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた港灣運送事業を引き継ぎ営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第四条第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。第十九条から第二十一条までを次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十九条 港灣運送事業者が他の港灣運送事業者とする運送条件、事業施設、集貨その他港灣運送に関

する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下本条において「協定等」という。)であつて、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けてするものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しない。但し、不正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、当該協定等が左の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

一 港灣運送に関する秩序を維持し、及び利用者の利便を増進するために必要なものであること。

二 取引の相手方を制限することにより、利用者が港灣運送の委託について任意に港灣運送事業者を選択することを妨げるものでないこと。

三 当該協定等に参加し、又は当該協定等から脱退することを不当に制限するものでないこと。

3 運輸大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(事業の休止の許可)

第二十条 港灣運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3 前項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基く休止については、適用しない。

(事業改善命令)

第二十一条 運輸大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 運賃及び料金又は港湾運送約款を変更すること。

二 事業計画を変更すること。

第二十二條中「登録を「免許」に改め、同条第一項第二号及び第三号を次のように改め、同条第二項を削る。

二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。

第三十六條第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。

第二十三條中「港湾運送事業者」の下に「(検査事業等の免許を受けた者を除く。以下本章において同じ。)」を加える。

第三十條中「(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長の長をいう。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 次条の規定は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

(運輸審議会への諮問)

第三十一條 運輸大臣は、港湾運送事業の免許、免許の取消若しくは

事業の停止、港湾運送事業における基本的な運賃及び料金に関する認可若しくは変更命令又は公益命令若しくはその補償額の決定に関する決定を尊重して、処理しなければならない。但し、公益命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(港湾管理者に対する通知等)

第三十二條 運輸大臣は、第二十一条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令(検査事業等に係るものを除く。)

をしようとするときは、当該港湾管理者の意見を聞かなければならない。

2 運輸大臣は、港湾運送事業(検査事業等を除く。)

に、事業の廃止の許可をし、又は免許の取消をした場合において、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

第三十二條の二中、「登録番号」を削る。

第三十三條の二第一項中「登録を「免許」に、「第十八條第二項」を「第十八條第五項」に改め、「又は合併し」を削り、同条第二項中「第十九條の二」を「第十九條」に改める。

第三十三條の三第二項以後段として次のように加える。

その事業を休止し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第三十三條の三第三項中「第九條から第十條まで」を「第九條、第十條に、「第二十條」を「第十九條」に、「第九條第一項及び第十九條を除く」

を「第十九條第一項を除く」に、「第十九條中」を「第十九條第一項中」に改め、「及び第九條第一項中」を「港湾運送事業者の登録を受けた者(以下「港湾運送事業者」という。))」及び「第九條及び第九條の二中」を「当該港湾運送事業者」とあるのは「当該本船運送事業者」と、を削る。

第三十四條及び第三十五條を次のように改める。

第三十四條 第四條第一項の規定に違反して港湾運送事業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四條の二 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

二 第十四條(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

の規定に違反した者

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定による登録を受けないうで職業として検査等に従事した者

二 第九條第一項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

第十一條第一項(第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。)

三 第十條(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

第十五條、第十五條の二、第十六條(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

又は第十六條の二の規定に違反した者

四 第十六條の三第二項又は第二十二條(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

の規定による業務又は事業の停止の処分違反した者

五 第十七條の二第二項又は第二十一條の規定による命令に違反した者

第三十六條中「前二條」を「前三條」に改める。

第三十七條第一号中「第九條第一項、第十一條第一項」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 第十七條第三項又は第三十三條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に港湾運送事業の登録を受けている者又は改正前の海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十三條において準用する同法第二十條第一項の規定により届出をして検査業、鑑定業若しくは検査業を営んでいる者若しくは同法第四十二條の三の規定の適用を受けて検査業、鑑定業若しくは検査業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をした旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

3 この法律の施行の際現に改正前の海上運送法第三十五條の登録を受けて検査人、鑑定人又は検査人となつてゐる者は、改正後の第七條の登録を受けた者とみなす。

4 この法律の施行の際現に効力を有する協定等であつて、改正前の第十九條の二(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

の規定による届出があつたものは、改正後の第十九條第一項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)

の規定による認可を受けたものとみなす。

5 第二項の規定により免許を受けないで一般港湾運送事業又は検査業、鑑定業を従前の例により営んでいる者に対する改正後の第三十三條の二の規定の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に改正前の第三十三條の三第二項の規定により届出をして同条第一項の事業を営む本船運送事業者に対する改正後の同条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

8 海上運送法の一部を次のように
改正する。

第二条第一項中「海運代理店
業、検査業、鑑定業及び検査業」
を「及び海運代理店業」に改め、同
条第十項から第十二項までを削
り、第十三項を第十項とする。

第三章の章名及び第三十三条中
「海運代理店業、検査業、鑑定
業及び検査業」を「及び海運代理店
業」に改める。

第三十四条から第三十九条まで
を次のように改める。

第三十四条から第三十九条まで
削除

第四十八条第二号中「第十三
条又は第三十四条」を「又は第十三
条」に改め、同条第三号を削
り、第二号の二を第三号とする。

9 運輸省設置法の一部を次のよう
に改正する。

第四条第一項中第二十七号を次
のように改め、第二十七号の二を
削る。

二十七 港灣運送事業及び検査
人等に関する、免許し、許可
し、認可し、登録し、又は必
要な処分をすること。

第二十六条第一項第八号中「港
灣運送業（検査業及び検査業を含
む。以下同じ。）」を「港灣運送事
業」に改め、同項第八号の二中「港
灣運送事業の登録」を「港灣運送事
業及び検査人等に関する免許、許
可、認可及び登録」に改める。

第四十條第一項第二十一号中「港
灣運送業」を「港灣運送事業」に改め、
同項第二十一号の二中「港灣運送事
業の登録」を「港灣運送事業及び検査
人等に関する免許、許可、認可及び
登録」に改める。

「報告書は会議録追録に掲載」
「塚原俊郎君登壇」
○塚原俊郎君 たいだいま議題となりま
した港灣運送事業法の一部を改正する
法律案につき、運輸委員会における審
査の経過並びに結果を御報告申し上げ
ます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明
申し上げます。

最近における港灣情勢は、諸施設の
整備、出入船舶の大型化、荷役量の増
大等に対応いたしまして、港灣運送事
業につきましても運送機能の充実が強
く要求されているのであります。しか
るに、港灣運送事業の現状は、その大
部分が中小企業であり、また、港灣運
送に対する需要が変動性を有すること
等に基因して、企業の安定を確保し、
その近代化、合理化をはかることがき
わめて困難な状態でありまして、か
かる客観情勢に対応するため、現行法
を改正して、港灣運送の秩序を確立
し、事業の質的向上をはからうとする
ものであります。

次に、改正案の内容のおもなる点を
申し上げますと、第一点は、いかに
運送事業の新設、業務の限定登録制の
制定をはかるとともに、事業の開始及
び休止の届出を義務づけようとするも
のであります。第二点は、登録の拒否
及び取り消しに関する規定を整備する

とともに、私的独占禁止法の適用除外
の範囲を拡張しようとするものであり
ます。

本法案は、二月二日本委員会に付託
され、翌三日政府より提案理由の説明
を聴取し、二月十日、三月五日質疑が
行われましたが、その内容は会議録に
より御承知願います。

次いで、同月十二日、關谷勝利君よ
り、自由民主党並びに日本社会党を代
表して、全部修正案の動議が提出され
ましたが、その要旨は、今後の港灣諸
施設の急速な整備に即応して、荷役の
近代化、合理化が強く要請され、これ
に対応して港灣運送の秩序をさらに一
そう確立するため、港灣運送事業を免
許制に改めまして、免許基準、運賃料
金、運送約款、事業計画その他必要な
規定を整備し、また、検査事業、鑑定
事業及び検査事業等を、事業の公益性
にかんがみまして、これらの事業を港
灣運送事業の種類に加えて、事業
の公平かつ公正な遂行を期せうとする
のであります。

次いで、同日、討論を省略いたし、
修正案について採決の結果、本法案は
全会一致をもって修正議決すべきもの
と決しました。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしま
す。本案の委員長報告は修正であり
ます。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長（加藤謙五郎君） 御異議なしと
認めます。よって、本案は委員長報告
の通り決しました。

日程第二 宅地建物取引業法の一
部を改正する法律案（瀬戸山三
男君外二十九名提出）

○議長（加藤謙五郎君） 日程第二、宅
地建物取引業法の一部を改正する法律
案を議題といたします。委員長の報告
を求めます。建設委員会理事二階堂進
君。

宅地建物取引業法の一部を改正す
る法律案
右の議案を提出する。

昭和三十四年三月十日
提出者
瀬戸山三男外二十九名
賛成者
安倍晋太郎外三百九十七名

宅地建物取引業法の一部を改正
する法律案
右の議案を提出する。

宅地建物取引業法（昭和二十七年
法律第七十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十二条の二に次の一項を加え
る。

3 第一項の営業保証金は、建設省
令の定めるところにより、国債証
券、地方債証券その他建設省令で
定める有価証券をもつて、これに
充てることができる。

第十二条の三第二項中「前条第一
項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二条の五に次の一項を加え
る。

3 第十二条の二第三項の規定は、
第一項の規定により供託する場合
に準用する。

した」の下に「ためそのもよりの供
託所が変更した場合において、金銭
のみをもつて営業保証金を供託して
いる」を加え、「保管料を請求し」を
「保管料を請求し、その他のときは、
遅滞なく、営業保証金を移転後の主
たる事務所のもよりの供託所に新た
に供託し」に改め、同条に次の一項
を加える。

2 第十二条の二第二項及び第三項
の規定は、前項の規定により供託
する場合に準用する。

第十二条の七第一項後段を次のよ
うに改める。

宅地建物取引業者が一部の事務
所を廃止した場合において、営業
保証金の額が第十二条の二第二項
に規定する額をこえることとなつ
たときは、その超過額について、
宅地建物取引業者が前条第一項の
規定により供託した場合において
は、移転前の主たる事務所のもよ
りの供託所に供託した営業保証金
についても、また同様とする。

第十二条の七第二項中「営業保証
金の取りもどし」の下に「前条第一
項の規定により供託した場合におけ
る移転前の主たる事務所のもよりの
供託所に供託した営業保証金の取り
もどしを除く。」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

理由
宅地建物取引業者の営業保証金の
供託を容易にするため、国債証券等
の有価証券をもつて、営業保証金に
充てることができることとする必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 たいだいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

宅地建物取引業の運営を適正ならしめるため、業者が事務所を設けて業務を行います際には営業保証金を供託すべきことが、去る第二十六回国会における宅地建物取引業法の一部改正によって定められたのであります。この営業保証金の供託につきましては、現在現金による供託のみしか認められていないのであります。証券業など営業保証金制度の設けられている他の業種については、ほとんど有価証券による供託を認めておりますので、これらとの均衡をはかるとともに、業者の行う供託を容易ならしめるため、宅地建物取引業者についても有価証券による供託を認める必要があるものであります。この点にかんがみまして、国債証券、地方債証券等の建設省令で定める有価証券をもって営業保証金に充てることができるとを定め、これに伴って必要な措置を定めたのが、この法律案の要旨であります。

本法案は、去る三月十二日本委員会に付託され、同十三日審議を行なったのであります。質疑、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤鐵五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出)

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第三、農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事丹羽兵助君。

農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案
右
国会に提出する。

昭和三十四年三月六日
内閣総理大臣 岸 信介

1 農業共済基金は、この法律の施行後一月以内に、総会の決議をもつて、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二號)第三十九條第一項の規定により積み立てられている特別積立金のうち各会員の未払込出資金額(同法第十五條の規定による会員の出資金のうち

ちこの法律の施行の際現に未払込となつてゐるものの金額をいう。以下同じ。)の合計額に相当する金額を取り出す、その金額だけ会員の未払込に係る出資金額が払い込まれたものとして払込済の出資金の総額を増加することができ、この場合には、その出資金額が払い込まれたものとされた時に、各会員は、その者に係る未払込出資金額を同法第十五條第三項の規定により農業共済基金に払い込んだものとみなす。

2 農業共済基金法第三十條第二項の規定は、前項の総会の決議について準用する。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
農業災害補償制度の健全な発展に資するため、この法律の施行の際現に農業共済基金に積み立てられている特別積立金につき、臨時的措置として、その一部を取り出す、これを会員の未払込となつてゐる出資金に充当して処分することができるとするとともに、当該処分があつたときは、これをもつて農業共済基金の会員の出資の払込が完了されたものとみなすことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔丹羽兵助君登壇〕
○丹羽兵助君 たいだいま議題となりました、内閣提出、農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

農業共済基金は、農業災害補償制度の重要な一環として、本制度の円滑な運営をはかるため、昭和二十七年に設立され、自來、会員である農業共済組合連合会に対し、その事業不足金の融資を行なつてきたのであります。が、農業共済基金の資本金三十億円のうち、十五億円は、政府が設立の当初出資し、残りの十五億円は、基金の会員である連合会が七カ年に分割して払い込むことになっており、今日まで十二億六千三百八十八万円を払い込んだのであります。しこうして、その最終回の出資残額二億三千六百十二万円を本年三月三十一日まで払い込むことによつて出資を終ることになっておりますが、農業災害補償制度の運営の実態にかんがみ、農民負担の増大を避けることが適当と認め、この際、基金に積み立てられた約二億六千七百七十四万円の特別積立金を取り出す、会員の未払込出資金を完済しようとして、本案が提出せられたのであります。

○議長(加藤鐵五郎君) たいだいま議題となりました、内閣提出、農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第四、放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長浅香忠雄君。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和三十四年二月十九日
内閣総理大臣 岸 信介

また、本案に対し、日本社会党足鹿覺君より、農業共済制度の現況にかんがみ、農業共済基金制度の機能を十分に發揮せしむるため、その業務範囲の拡大をはかるべきこと、及び、会員の不足金融資に当り、保険金支払いに必要な資金を貸し付け、保険金の完全支払いを実現するとともに、融資手続を簡素化すべきである、との趣旨の附帯決議を付すべき提案がなされ、これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決した次第であります。

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に
基き、別冊日本放送協会昭和三十四
年度収支予算、事業計画及び資金
計画について、国会の承認を求め
る。

別冊

日本放送協会昭和三十四年度収支

予算、事業計画及び資金計画

昭和三十四年度収支予算

予算総則

第一条 昭和三十四年度収支予算の
収入及び支出を別表収支予算書の
とおり定める。

第二条 本予算中事業収入において
 予定する受信料の月額は、ラジオ
 においては八五円、テレビジョン
 においては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上止むを得な

い場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、彼此流用することができる。ただし、給与については他の項と彼此流用することできない。

2 前項本文の規定にかかわらず、ラジオとテレビジョンとの間においては、彼此流用することができない。

第五條 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において同一計画事項に限り使用することができるとする。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用するものとする。

用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により収入

が予算額に比し増加するときは、増加額は経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金金の返還、減価償却費の補て

ん、または設備の改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員
の能率向上による企業経営の改善
によつて収入が予算額に比し増加
し、または経費を予定より節減し
たときは、その増加額または節減
額は経営委員会の議決を経て、そ
の一部を職員に対する特別の給与
の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支

乗余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て借入

金の返還または設備の改善に充てることができるとする。

ればならない。

第十條 本予算中資本収入において
 予定する長期借入金は放送債券に
 かえることができる。

第十一条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關連ある調査研究

等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に係る経費の支出に充

第十三条 駐留軍の放送役務に對し、契約金の収入があるときは、その金額は、役務に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和三十四年度収支予算書		
款	項	予算額(単位千円)
前期繰越収支剰余金		〇
(ラ ジ オ)		〇
(テレビジョン)		〇
収 入		二九、〇三四、五九六
(ラ ジ オ)		一六、九六三、五九六
資 本 収 入		二、〇六七、八〇〇
放 送 債 券		〇
放 送 債 券		六五〇、〇〇〇
長期借入金		八、七〇〇
売却固定資産代金		一、三九一、三〇〇
減価償却引当金		一七、八〇〇
放送債券償還積立金戻入		一四、八九五、七九六
受 信 料		一四、七三五、二五〇
交 付 金 入		九五、五四六
雑 収 入		六五、〇〇〇

資 本 収 入		二九、〇七一、〇〇〇
(テレビジョン)		四、四二五、四〇〇
放 送 債 券		三、六二四、〇〇〇
放 送 債 券		〇
長期借入金		七〇五、〇〇〇
売却固定資産代金		九六、四〇〇
減価償却引当金		七、六四五、六〇〇
放送債券償還積立金戻入		七、六二一、六〇〇
受 信 料		二四、〇〇〇
雑 収 入		二九、〇三四、五九六
資 本 支 出		一六、九六三、五九六
(ラ ジ オ)		二、三三四、四四六
支 出		二、〇五〇、〇〇〇
建 設 費		二、〇五〇、〇〇〇
投 資 有 価 証 券		一五三、二二〇
放送債券償還積立金繰入		一二一、二二六
諸 返 還 金		〇

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

昭和三十四年度事業計画

計画概説

日本放送協会が公共放送としての使命を達成するため、早急に果さなければならぬ任務は、教育・教養番組の強化並びに中波放送網の完成、老朽陳腐化設備の改善、FM放送の開設、国際放送の拡充、現行テレビジョン放送網の完成並びに教育テレビジョンの全国普及、カラーテレビジョン実用化の促進等、ラジオ・テレビジョンの両分野において、量・質とも複雑多岐にわたっている。協会がこの重大責務を果たして国民の要望と国家的要請に応ずるためには、今後の事業を次のとおり行い必要がある。

(一) 中波放送網のすみやかな完成

全国あまねく受信できるよう、第一放送については、全国難聴地域を解消し、第二放送については全国の九八パーセントをカバーしうるよう措置する。

(二) 老朽陳腐化設備の改善

現有放送施設のうち、老朽化したものについては、全国的にこれを取り替えるとともに、技術の進歩、番組模様の発展により陳腐化した施設についてその近代化をはかり、新型機器を整備する。

(三) 放送番組の充実、向上

1 教育放送の強化充実のため放送時間を延長し、あわせて学校放送については、その内容を学校教育の諸階段に適切に、社会教育放送の充実をはかる。

2 社会・教養及び音楽、芸能番組の充実をはかり、また地域社会の生活に直結するローカル放送の拡充を行う。

(四) FM放送の全国普及

高度の教養、芸術番組を内容とするFM放送を開設し、全国主要地域にその普及をはかり放送の新分野を開拓する。

(五) 国際放送の拡充

わが国の国際的地位の向上にかんがみ、国際放送の拡充とその内容充実をはかり、文化の交流、国際親善に寄与するともに、貿易の振興に資する。

(六) 研究諸機関の充実

技術、番組の両分野にわたって、研究諸機関を一層強化し、その成果を広く一般に公開して、放送技術、放送文化両面の発達に資する。

(七) テレビジョンの全国普及

テレビジョンにおいてもラジオと同しく、総合放送、教育放

3 国民に対する公正かつ迅速なニュースの提供を一層前進させるため、国内及び国外における報道取材網の拡充、整備を行う。

送二つの放送網を建設し、おのおの特色を発揮して、全国普及につとめる。

このため、総合放送網は既設局一五局に対し、昭和三十三年度以降三カ年間に三四局を新設して、置局数合計四九局、受信可能地域八〇パーセントとし、教育放送網は五カ年間に置局数四九局、受信可能地域八〇パーセントとする。

(八) 最近における受信者層の実態

にかんがみ、現行の受信料免除範囲を拡大し、放送の普及を促進する。

これらの諸計画を実施し、協会が公共放送の任務を達成するためには、ラジオ、テレビジョンともその財政面に大きな問題を内包している。

すなわち

ラジオにおいては、受信者の普及率が上昇し未契約世帯が減少するに伴い、受信者の増加は通減の傾向にあり、従来の受信料による収入をもつては、前記事業の

拡充に対応し得ないのみならず、従来規模における事業の運営も不可能な状態である。このため、昭和三十三年度において、協会としてはその使命を達成するための必要止むを得ざる措置として受信料の改訂を考慮したのであるが、当時における社会経済情勢を勘案してこれを一時延期し、債務償還の繰延べ、減価償却費の削減等の非常措置により収支予算を編成した。その後協会に対する社会的要望はますます重きを加え、前記諸計画実施の必要性は更に加わるとともに、財政面の困難は累加することとなるので昭和三十四年度においては、受信料を月額八五円に改訂し事業運営の基礎を確立することとする。

テレビジョンにおいては現行受信料(月額三〇〇円)をもつて事業を運営することとするが、総合放送網及び教育放送網の全国普及を早期に実現するためには、多額の建設資金を必要とし、現下の金融情勢においてその調達には協会

事業支出	給放業管国技減関	送務理放術術	与費費費費費費費
	連償研究却		
	經		
資(テレビジョン)金	資費	資費	資費
本支	資費	資費	資費
出	資費	資費	資費
投資建設	資費	資費	資費
資有	資費	資費	資費
設	資費	資費	資費
備	資費	資費	資費
証	資費	資費	資費
券	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費
費	資費	資費	資費

事業支出	放送債券償還積立金繰入金	諸返還金	給放業管國	送務理放	與費費費費費費費	予備金	後期繰越収支剰余金	(ラ)	(レ)	(ビ)	(ジ)	(ョ)	(ン)			
	九〇、八〇〇	五〇二、〇〇〇	六、九九九、二〇〇	一、〇九九、三九二	三、五八七、六〇九	四二二、七五〇	四六六、二四九	七〇五、〇〇〇	七一八、二〇〇	一五〇、〇〇〇				〇	〇	〇

として最大の努力を要するところである。

以上、現在における協会の任務の達成と将来にわたる事業の発展のために次のとおり昭和三十四年度事業計画並びに収支予算を編成する。

二 建設計画

(ラジオ)

昭和三十四年度における建設計画は、標準放送網の整備、FM放送局の建設等新規拡充計画に六億五、〇〇〇万円、経年のため老朽し或は機能的に陳腐化した機器、施設の取替改善に一四億四、〇〇〇万円、総額二億五、〇〇〇万円をもつて施行する。

(一) 新規拡充計画

1 放送施設の建設
すみやかに標準放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、秋田ほか一一局の増力、中継放送所三局の建設、第二放送五局の増設及び微電力局の新設、並びに超高压送電線放送の新設に一億五、〇〇〇万円である。

2 FM放送網の建設

東京、大阪FM放送局の増力及び名古屋ほか二局の新設に着手することとし、三十四年度内所要額二億八、七〇〇万円である。

3 一般施設の増設

車両及び業務用宿舎の増設に二億八、〇〇〇万円である。

(二) 老朽設備改善計画

1 放送機器の改善

録音中継機器、空中線装置、音声調整装置及び一般事務用機器等の整備に二億八、五八五万円である。

2 放送施設の改善

東京、札幌、広島等の演奏所設備の整備、研究施設の改善、老朽局舎の建替等に一一億一、四一五万円である。

(テレビジョン)

昭和三十四年度における建設計画は、総合テレビジョン放送網として釧路ほか一三局教育テレビジョン放送網として札幌ほか五局を新設し、また、既設局の放送用設備の改善、演奏所施設の充実をはかることとし、総額、四三億二、九〇〇万円をもつて施行する。

(一) 総合テレビジョン放送網の建設

前年度から継続の秋田ほか五局の完成、釧路ほか七局の建設及び金沢ほか三局の増力並びに微電力局の設置に一七億五、六一〇万円である。

(二) 教育テレビジョン放送網の建設

札幌ほか五局の教育テレビジョン局の建設に五億二、三七六万円である。

(三) 放送設備の改善

東京、大阪その他既設局放送設備の改善、東京演奏所増設等に二〇億四、九一四万円である。

三 事業運営計画

(ラジオ)

(一) 要員及び給与

定員としては、前年度八、五二五人に対し、設備の増加、業務の拡充等により、現業要員二九一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により二四一人の節減を見込み、総員八、五七五人であり、これに対する給与の総額は、四三億一、七六六万円である。

(二) 国内放送

1 放送関係

(1) 放送番組については、番組内容の充実につとめることとし、総額三億七、五一五万七千円をもつて実施する。すなわち、番組の編成に六億三、二八八万一千円、番組の実施に二億四、一九二万三千円、番組の資料整備に一億六、五〇四万三千円及び番組の調査研究その他に一億五、五九一万円である。

(2) 放送施設の保守運用については、一層の合理化をはかることにも設備の改修整備につとめる。このため前年度五億一五〇万九千円に對し一億六、九七五万円の増額となり、総額六億七、一二五万九千円である。

(3) 通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度六億六、四七八万六千円に對し七、三三三万二千円の増額となり、総額七億三、八一二万八千円である。

以上により、放送費総額は、前年度三九億三、六五二万七千円に對し八億四、八〇〇万七千円の増額となり、四七億八、四五三万四千円である。

2 業務関係

業務関係については、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び難音障害の防止等により受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な取納をはかる。

このため、前年度一〇億二、六七五万三千円に對し二、九五四万二千円の増額となり、総額一〇億五、六二九万五千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に二億二、二九八万九千円、契約及び取納関係に八億三、三三〇万六千円である。

3 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一五億六、八六〇万七千円に對し一億九、九四九万一千円の増額となり、総額一七億六、八〇九万八千円である。

すなわち、一般管理経費に三億四、八四〇万一千円、舎屋の維持管理に三億五、四一二万六千円、職員厚生保健に五億八、三二六万八千円及

び退職手当その他に四億八、二三〇万三千円である。

4 技術研究関係

技術研究関係については、無線、音響、受信改善対策その他の研究並びに各種技術調査のため、前年度二億六、七五七万八千円に對し一億五、〇〇〇万円を増額し、総額四億一、七五七万八千円である。

5 減価償却費

減価償却費については、建設工事の進捗による償却資産の増加のため、通常償却費七億二、七〇〇万円を要するほか、前年度財政収支の均衡上止むを得ず繰延べた償却不足額の一部を取戻すこととし、また、現有資産の老朽陳腐化している状況にかんがみ特別償却を実施してその改善をはかることとする。このため本年度必要額は総額一三億九、一三〇万円となり前年度四億五、六三〇万円に對して九億三、五〇〇万円の増額である。

6 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額三億七、〇〇三万円である。

(三) 国際放送

国際放送については、従来の送信方向を一方増加して一六方向とし、また主要方向の送信時間を増加して、総放送時間二五時間の放送を行う。このため

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

(四) 選挙放送
選挙放送については、参議院議員半数改選及び都道府県知事その他の補欠選挙放送経費として一六二万四千円である。

(五) 予備金
資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、二億円を見込む。

(一) 要員及び給与
定員としては、前年度一、二二人に対し、新規開設放送局の増加、放送時間の拡充、受信契約者数の増加等により、現業要員一、〇三九人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により五一人の削減を見込み、総員二、二〇〇人であり、これに対する給与の総額は、一〇億九、九三九万二千円である。

(二) 放送関係
1 放送番組については、放送時間は、総合放送については前年度に対し二時間を増加して二二時間とし、また教育放送については二時間三〇分を増加して九時間とする。このため、総額一六億八、〇三三万二千円をもつて内容の充実につとめる。すなわち、番組の編成に三億七、八六二万四千円、番組の実施に七億五、

三九万六千円、番組の資材整備に二億二、〇四四万六千円、及び番組用映画の製作その他に三億七、二六六万六千円である。

2 技術関係については、設備の改修整備につとめるとともに運用の合理化をはかるが、局数の増加等により、前年度三億三、三六〇万八千円に対し二億六、四七七万六千円の増額となり、総額五億九、八三八万四千円である。

3 通信施設関係については、マイクロウェーブ専用区間の延長等により、前年度六億四、五五七万七千円に対し五億一、四三九万九千円の増額となり、総額一億五、九九六万七千円である。

4 研究調査関係については、テレビジョン番組に関する調査研究及びテレビジョン技術の基礎的応用的研究を充実強化することとし前年度一、三七六万二千円に対し一億五、五一六万四千円の増額となり、総額一億六、八九二万六千円である。

以上により、放送費総額は、前年度一九億七、七八六千円に対し一六億七、九八二万三千円の増額となり、三五億八、七六〇万九千円である。

(三) 業務関係
業務関係については、受信契約者の維持増加につとめると

もに、受信料の確実な収納をはかる。このため、前年度二億一、四五一万九千円に対し二億八、二四万円の増額となり、総額四億二、二七五万九千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に一億一、八九三万八千円、契約及び収納関係に三億三八一万二千円である。

(四) 管理関係
管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一億八、三八二万六千円に対し二億八、二四二万三千円の増額となり、総額四億六、六二四万九千円である。

すなわち、一般管理経費に九、三〇二万二千円、舎屋の維持管理に八、一九八万一千円、職員の厚生保健に一億五、七五五万、退職手当その他に一億三、三六九万六千円である。

(五) 減価償却費
減価償却費の必要額は、七億五〇〇万円でである。

(六) 関連経費
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は、七億一、八二〇万円でである。

(七) 予備金
資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、一億五、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者見込数

(ラジオ)

(一) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十四年度	昭和三十三年	増 減
年度初頭契約者数	一四、三三〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
年度内新規契約者数	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	〇
年度内廃止契約者数	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	〇
年度内増加契約者数	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△

(二) 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十四年度	昭和三十三年	増 減
年度初頭免除者数	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	〇
年度内新規免除者数	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇
年度内廃止免除者数	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇
年度内増加免除者数	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇

(一) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十四年度	昭和三十三年	増 減
年度初頭契約者数	一、七五〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	〇
年度内新規契約者数	一、七五〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	〇
年度内廃止契約者数	一、七五〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	〇
年度内増加契約者数	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	〇

(二) 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十四年度	昭和三十三年	増 減
年度初頭免除者数	六、九〇〇	六、九〇〇	〇
年度内新規免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
年度内増加免除者数	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	〇

一 昭和三十四年度資金計画

(一) 本資金計画は、昭和三十四年度収支予算並びに事業計画にもとづき、本年度中における資金

(二) の実際の出入を計上した。

本年度の入金額は、ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数、四三二万四千人、年度内新規契約者数

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

一三五万人、廃止契約者数一二四万四千、受信料月額八五円をもつて算定した受信料収入予算一四七億三、五二五万円から、そのうちの収納不能による欠損見越額一億二、二〇〇万円を控除した受信料収入額一四六億一、三二五万円、国際放送関係交付金九、三三三万二千円、選挙放送関係交付金一六万四千円、受入利息、巡回相談等の雑収入六、五〇〇万円、長期借入金六億五、〇〇〇万円、固定資産売却代金八七〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一、七八〇万円、その他の入金額二億三、三〇〇万円をあわせて一五六億八、三二九万六千円と予定した。

年度初頭受信契約者数一七〇万六千人、年度内新規契約者数一二〇万人、廃止契約者数四〇万人、受信料月額三〇〇円をもつて算定した受信料収入予算七六億二、一六〇万円から、そのうちの収納不能による欠損見越額一億七、〇〇〇万円を控除した受信料収入額七五億一、四六〇万円、長期借入金三六億二、四〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額九、六四〇万円、受入利息その他の雑収入一、四〇〇万円、その他の入金額七五〇万円をあわせて一三二億六、六五〇万円と予定した。

以上ラジオ、テレビジョン入金額合計二六九億四、九七九万六千円となり、また前年度から繰り越す資金を三億円と予定することとしたため、これをあわせて、繰入金額は二七二億四、九七九万六千円である。

(三) 本年度の出金額は、ラジオ関係については、事業経費一、二六億七、七八二万円、放送設備建設改修費二、〇億五、〇〇〇万円、放送債券返済金一、七八〇万円、長期借入金返済金一億三、四二二万六千円、放送債券返済法定積立金一億五、三二二万円、予備金二億円、放送債券利息、長期借入金利息その他四億七、〇六五万三千円、合計一五六億七、二九一萬九千円と予定した。

テレビジョン関係については、事業経費五億七、六〇〇万円、放送設備建設改修費四三億二、九〇〇万円、放送債券返済金一、七八〇万円、長期借入金返済金一億三、四二二万六千円、放送債券返済法定積立金一億五、三二二万円、予備金二億円、放送債券利息、長期借入金利息その他四億七、〇六五万三千円、合計一五六億七、二九一萬九千円と予定した。

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては、前年度からの持越額一億五、八三九万五千円に対し、前記一億三、四二二万六千円を返済し、あらたに六億五、〇〇〇万円を借り入れることにより、一七億四、九六六万九千円となり、また、テレビジョンについては、前年度からの持越額五、二億四、〇〇〇万円に対し、前記三億円を返済し、あらたに三六億二、四〇〇万円を借り入れることにより八五億六、四〇〇万円と見込まれる。

二 資金計画表

区 分	第一・四半期				合 計
	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	
一 前期繰越金	三〇〇,〇〇〇	二七五,〇〇〇	二五五,〇〇〇	一八六,六二二	一,〇一六,六二二
二 収 入	六,一八七,七二一	六,一〇〇,六七四	六,七八八,七四四	七,八五五,六七七	二六,九三二,八一六
(ラジオ)	三,八八七,七三三	三,八〇〇,〇九八	三,八六五,一〇〇	四,三九三,三〇五	一五,九四六,二三六
受 信 料	三,六三三,四三七	三,六四六,六六〇	三,六六〇,六六六	三,六四一,一六九	一四,五六二,五五八
長期借入金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五40,000
交付金収入	二五,五八六	二四,七八八	二五,三六六	二五,五六六	一〇〇,八〇〇
雑収入	一六,二五〇	一六,二五〇	一六,二五〇	一六,二五〇	六五,〇〇〇
固定資産売却代金	五〇〇	一七〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	八,七〇〇
放送債券返済金	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	一,九六〇,〇〇〇
戻入	二,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇
その他の収入	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	八,〇〇〇
(テレビジョン)	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	八,〇〇〇
受 信 料	一,六八七,七二一	一,六〇〇,六七四	一,六八八,七四四	一,八五五,六七七	六,七八二,八一六
長期借入金	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	二四,〇〇〇
雑収入	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	二四,〇〇〇
放送債券返済金	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	一,九六〇,〇〇〇
戻入	二,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇
その他の収入	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	八,〇〇〇
その他の収入	一八七,七二一	一七五,〇七四	一五五,〇〇〇	一八六,六二二	七〇四,四一七

三 支 出	第一・四半期				合 計
	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	
事業経費	六,三三八,四九一	六,四〇〇,九五一	六,八五五,七〇七	七,八五五,六七七	二七,〇四一,一六六
放送設備建設改修費	三,八五五,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	三,八六五,〇〇〇	四,三九三,三〇五	一五,九四六,二三六
放送債券返済金	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
長期借入金返済金	八六五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	三,四六〇,〇〇〇
法定積立金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一二,〇〇〇,〇〇〇
予備金	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
その他の支出	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
(テレビジョン)	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
事業経費	一,三九三,五五一	一,三九三,五五一	一,三九三,五五一	一,三九三,五五一	五,五七〇,〇〇〇
放送設備建設改修費	八六五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	三,四六〇,〇〇〇
放送債券返済金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
長期借入金返済金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
法定積立金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
予備金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
その他の支出	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
後期繰越金	二七五,〇〇〇	二五五,〇〇〇	二五五,〇〇〇	一八六,六二二	一,〇一六,六二二

日本放送協会昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

昭和三十四年二月

郵政大臣

意見書

日本放送協会昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、それらを通じ次のとおり意見を付する。

日本放送協会(以下「協会」という。)の事業計画の中において言及している計画概説は、協会が昭和三十三年度事業計画において、同年度以降数箇年にわたり実施する長期計画として表明したものとほぼ同様のものであり、昭和三十四年度事業計画は、その第二年度計画の実施とされているところのものである。

ラジオにおいては、(一)老朽施設の改善、(二)放送番組の充実、(三)研究活動及び国際放送等協会特有のあるいは現下特に協会に期待すべき業務の推進充実並びに(四)職員待遇の適正化等を計画の重点としているが、これらは、わが国における放送の発達の基礎をつちかひ、基本的放送サービスを全国民に対し保障すべき義務を負っている協会の任務に適合し、あわせて、前年度収支予算等の国会の承認に際し、両院通信委員会において行われた決議に見られるべき国会の要望にもおおむねそむるものであつて、適当なものと認められる。なお、ラジオに関する諸計画実施のため、受信料月額を八十五円に予定しているが、ラジオ受信契約者の増加による収入増加が今後ほとんど期待し得ない現状においては、前記諸計

画の緊急性にかんがみ、この程度の受信料改訂はやむを得ないものと認める。

テレビジョン放送については、前記の計画に基づき、総合テレビジョン放送局及び教育テレビジョン放送局の全国的置局の推進を図り、他方面テレビジョン放送の放送時間の増加及び番組内容の向上等放送の充実並びに研究活動の強化等を計画しているが、これらは、その置局計画において、周波数の割当計画との関係から変更の必要が生ずる場合があるとしても、協会の使命に照しおむね適当なものと認められる。なお、テレビジョンに関する研究においては、カラーテレビジョンの送信機方式及び受信機に関する調査及び新技術の開発に特に留意することが望ましい。

また、テレビジョン放送の受信契約者数の増加について正確な見込を立てることは、現在きわめて困難な時期にあるが、もし、契約者数の増加による収入の増加が協会の見限りを大きく上回る場合には、つとめて長期負債の早期返済に充当すること等により、経営基礎の確立に資し、もつて、引き続き建設のため多額の資金を必要としながら、一方、受信契約者増加の通減時期が到来すること等今後数箇年の間に協会が当面することあるべき事態に対処しておくことが望ましいと考える。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第三十七条第二項の規定に

定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてゐるからである。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔浅香忠雄君登壇〕

○浅香忠雄君 ただいま議題となりました、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるために、去る二月十九日内閣より提出されたものであります。

議案の内容につきましては大略御説明をいたしますと、昭和三十四年度における事業計画につきましては、その重点を、ラジオにおいては標準放送網の整備、FM放送局の建設、老朽陳腐化施設の改善及び放送内容の充実等に、また、テレビジョンにおいては総合及び教育テレビジョン放送局の全国的置局の推進、放送時間の増加及び番組内容の充実等に置き、その他国際放送の拡充、研究部門の強化等をはかることとしたしております。

次に、収支予算におきましては、ラジオ関係については、収入支出ともに総額百六十九億六千三百余万円を予定しておりますが、これを昭和三十三年度に比較すれば、収支ともに二十九億四千七百余万円の増加となつており、テレビジョン関係については、収入支出ともに総額百二十億七千百万円を予

定し、前年度に比して四十四億九千六百余万円の増となつております。なお、この収支予算においては、受信料を、テレビジョンにおいては本年度と同額の月額三百円としておりますが、ラジオにおいては、前述の諸計画の実施が緊急を要するにもかかわらず、受信者の増加は通減の傾向にある、現行の月額六十七円の受信料収入をもつては計画の完遂を期しがたないので、これを月額八十五円に改訂することとしたしております。

次に、資金計画は、収支予算及び事業計画に照応する資金の出入りに關する計画であります。

上述の収支予算等に対し、郵政大臣は、これをおおむね妥当なるものと認める旨の意見書を付しているものであります。

通信委員会におきましては、去る二月十九日本案の付託を受け、同二十五日以降、数次にわたつて会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事等の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。質疑応答のおもなるものを申し上げますと、「ラジオ受信料の値上げは生計に圧迫を加えるのではないか。また、その連鎖反応として、一般物価の高騰を促し、インフレの誘因となるのではないか。受信料収入をもつて支弁する老朽陳腐化施設の改善は借金でまかなうことはできないか。国際放送に關する政府の交付金は、これに要する経費の三割弱、九千四百万円にすぎず、技術研究については皆無であるが、これらをNHKの負担にまかせることは不当ではないか」等の質問に対して、政府並びにNHK当局は、「ラジオ受信料の家計

支出中に占める割合は、月額八十五円に引き上げても、わずかに〇・二八%にすぎず、その影響はきわめて少く、また、受信料はほかの物価の組成因子ではないので、インフレの誘因になるおそれはない。老朽施設の改善費は經常的経費に属するので、これを借入金にたよることは、NHK財政を不健全ならしめるものである。国際放送、技術研究に要する経費については、今後ともこれが増額に努力する」旨の答弁がありました。そのほか、多岐にわたつた質疑応答の詳細につきましては、会議録によつて御了承を願ひたいと存じます。

かくて、委員会は、三月十三日質疑を打ち切り、直ちに討論に入つたのであります。その際、日本社会党を代表して、小澤良孝君は、本議案に承認を与えるに反対の意見を、自由民主党を代表して秋田大助君は、賛成の意見を述べられ、次いで、採決の結果、多数をもつて本議案はこれに承認を与えるべきものと議決した次第であります。

(拍手)

これをもちつて御報告を終わります。

○議長(加藤鐵五郎君) 討論の通告があります。これを許します。金丸徳重君。

○金丸徳重君 ただいま議題となりました、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件に關し、私は、日本社会党を代表して、本議案に承認を与えることに反対の意見を申し述べんとするものでございませう。(拍手)

日本放送協会は、わが国唯一の公共放送機関として、創立以来、多年にわたり、わが国の政治、文化、経済その他社会生活一般の上に多くの貢献をいたしてきたことは、われわれもひとしくこれを認めるものでございます。しかるに、近年、民間放送事業の異常なる発達とテレビジョン施設の驚異的進歩に伴い、公共放送、特にラジオ放送については、その業務の内容及び運営の方法等につき根本的に検討を加えなければならぬ面が多々生じて参つたのであります。しこうして、この点につきましては、今国会冒頭提出せられました放送法の一部を改正する法律案の審議の際におきまして、わが党の強くこれを指摘し、政府の所信をただしてきたところであります。しかるに、政府においては、この根本に於いてかつ緊急を要する問題につき真剣に取り組むの熱意と誠意を欠き、いたずらに枝葉末節の問題につき当面を糊塗せんとした結果、放送協会としても、やむなくその線の中において来年度以降の運営をはからざるを得ない結果となりました。ただいま提案されましたような内容の案件と相なったのであります。この点、まず、深く政府の態度に対し遺憾の意を表さなければなりません。

(拍手)

しこうして、協会提案の内容は、ただいま委員長報告の中に触れられておりますように、放送番組の向上、放送網の整備充実、老朽施設の取りかえ、改善等を実現し、あわせて懸念の人事給与面の改善をはかることとしたし、これが所要経費として三十億に余る巨費を投入せんとするものであります。われわれは、これら諸計画をし

さいに検討し、放送協会の業務の実態と放送事業界の今後の趨勢をとくと勘案いたしました結果、協会が三十四年度以降において遂行せんとしておるところの諸計画は、おおむね、現時わが国放送事業界の実情及び要望に沿うものとして、同感の意を表し得るものと思つておりますが、その財源のほとんど全部を聴取料金値上げによる増収額にたよらんとしたことは、まことに遺憾と申さなければなりません。

(拍手) この点につきましては、委員会における審議の過程において、あらゆる角度より質疑、検討を加えたのであります。政府及び協会当局より、ついに満足すべき回答を得られなかつたのでございます。

おおよそ、公共独占事業における料金値上げなどということは、わが国経済界の現状においては容易に計画すべきものでないことは、今さらここに贅言を要しないところであります。ことに、放送聴取料金のごとき、その根本において種々の問題を包蔵し、かつ、千数百万の大衆契約者の生活及び感情に至大の関係を持つラジオ聴取料の値上げのごときは、よくよくの必要に迫られてのみ初めて着想せらるべきものであります。しかも、これが実行に当たっては、契約者たる大衆の十分な理解と納得の中において慎重に進めらるべきことであることは、今さら申し上げるまでもないところでござい

ます。以下、そのおもなる理由につき申し述べたいと存じます。

まず、放送協会提出にかかる昭和三十四年度事業計画によれば、ラジオの建設計画において、標準放送網の整備、FM放送局の建設等の新規拡充計画に六億五千万円、経年のため老朽し、あるいは機能的に陳腐化した機器施設の取りかえ、改善に十四億四、総額二十億五千万円を計上いたしておるのであります。これを臨時経費の大部分を經常収入としての料金収入によつてまかなわんとしておることに、とても重大なる誤りのあることを指摘いたさなければならぬのであります。

(拍手) これら新規もしくは改善計画は、当該計画年度においてこそ一度に多額の経費を要するとは申せ、計画完了後は、長年にわたつて使用、運営に耐え、従つて、多くの場合、かくのごときは借入金によつてまかないつづ、長い間にこれが減価償却をなし得る性質のものであることは、今さらここに申し述べる要のないことであります。しかるに、放送協会は、これをし

て本年度事業収入のうちより支弁せんとし、従来の料金額をもつてしてはその足らざるゆゑをもつて料金値上げを計画しておるのであります。これ、われわれが同意し得ざる理由の第一点であります。

また、協会は、三十四年度において国際放送の拡充を計画し、これが本年度所要額として約一億六千万円を計上し、総額三億三千万円を見込んでおるのであります。元来、この国際放送は、政府の責任において遂行せらるべき国策事業でありまして、その経費は、放送法の規定するところによりまして、政府が当然負担すべきであるにかかわらず、その大部分を加入者の負担に転嫁せんとしておるのであります。かくのごときことが許さるべきことでないことは、あまりにも明瞭であります。また、同様に、放送協会は、生活保護世帯等に対し受信料の免除を行い、三十三年度においてすでに五十五万世帯に及んでおるのであります。が、三十四年度においては、さらにこれを拡充して六十万世帯にまで増さんとしておるのであります。従来の受信料月額六十七円の納付にさえも困難を感じる低生活者にその受信料を免除し

ことが想像せられるのでありまして、こうした現象にこそ、協会運営の将来に横たわる最大の問題が伏在することと思わなければなりません。ことに、契約者の一割近くのもの年々更新せられるがごとき、これらの数字の示すところのものは、大衆契約者層の料金負担の限界を示すものとして見のしがたない傾向と申さなければなりません。また、そのために年々多額の経費と労力を新規契約者獲得のために費さなければならぬ結果とも相なるのでありまして、こうしたことこそ、最も警戒すべき事象として厳肅に検討し、これが対策は、真剣に、かつ急速に立てらるべきものと思ひます。これを捨てておいて、いちずに料金値上げにたよらんとするがごときは、その土台を固めずして建物のみを急がんとするものにひとしく、むしろ、その将来の結果のおそろしさに、りつ然たらざるを得ないのであります。これ、私どもが政府に強く警告し、本案に反対せんとする理由の第三点であります。その他、等々、かくのごとく見てきますと、やむにやまれずとして提案して参りました料金値上げのことは、努力のいかんによつては、なお避くべき方途が幾多他に求め得るものと言ひ得るのであります。ことに、聴取料の性格そのものについては、民間放送の普及、有線放送施設の拡充、その他最近の新しい事象等の影響を受けまして、世上にとかくの論議が現われておるとは、否定しがたい事実であります。従ひまして、この際、政府としてなさなければならぬことは、受信契約の性格を明確にし、受信料の本質を明らかにして、契約者の理解と納得のものと、喜んで聴取料を納付し得るの情勢を作り出すことにあるべきであります。しかるに、これをさしおいて、値上げによつて万事を解決せんとするがごときは、まさに一日の安きを盗んで将来の大事を忘れておるものと申さざるを得ず、そのさま、あたかも、くさいものをそのまゝにしておいて、さらに、くさいふたをせんとするにほかならず、世人の不滿は単に鼻をつまんでそっぽを向くだけでは済まされないであらうことを憂はるものであります。

とに、喜んで聴取料を納付し得るの情勢を作り出すことにあるべきであります。しかるに、これをさしおいて、値上げによつて万事を解決せんとするがごときは、まさに一日の安きを盗んで将来の大事を忘れておるものと申さざるを得ず、そのさま、あたかも、くさいものをそのまゝにしておいて、さらに、くさいふたをせんとするにほかならず、世人の不滿は単に鼻をつまんでそっぽを向くだけでは済まされないであらうことを憂はるものであります。

（拍手）

さらに、これを一般の社会問題、経済問題としての面から見ても、わが国経済がよりよくなべ底景気から立ち直らんとしておる現在の重大段階において、放送聴取料の値上げのごときは、社会的影響の大なる問題を軽々に取り上げるがごときは、まさに暴挙中の暴挙と申さなければなりません。もし、これがために諸物価値上げへの拍車をかけるがごとき結果とも相なりするならば、政府の責任の決して輕からざることを思はざるを得ないのでございませう。

もとより、われわれは、協会がその施設を改善し、放送内容を充実し、従業員への給与を改善して、その盛り上げる意欲と活動力をとして公共放送機関としての使命に邁進せんとする熱意には、もう手をあげて賛成するものであります。ただ、それだけに、現段階においては、ただいま申し述べましたような諸方策をまず急速かつ効果的に実現すべきことを要望し、政府においては、この際、公共放送事業の根本に横たわる諸問題に真剣に取り組み、十分に検討の上、これが根本塞源的な対策を講

立するの態度をとり、特に、本年度所要の建設改良資金の融資等につきましては進んで最大限の援助をなすことも、政府において負担すべき経費等については、すみやかにこれが肩がわりの方途を講じ、もつて、この方面からまず協会財政の確立を期せしむべきであります。

以上の理由により本案に反対いたします次第でございますが、何とぞ御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（加藤鐵五郎君）これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 起立多数。

○議長（加藤鐵五郎君）起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）

日程第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）

○議長（加藤鐵五郎君）日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第七、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件、外務委員長櫻内義雄君。

する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第七、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和三十四年二月三日 内閣総理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

日本国とアメリカ合衆国との間の郵便小包交換の業務を改善するため、政府は、昭和三十三年十月二日に東京で日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定に署名し、アメリカ合衆国政府は、同年十一月三日にワシントンで同協定に署名した。よつて、この協定をその第二十五条の規定に従ひ承認することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、兩國の間の小包郵便業務を改善することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条 小包郵便物の交換

一方日本国と他方アメリカ合衆国（アラスカ、フェルト・リコ、ヴァージン諸島、グアム、サモア及びハワイを含む。）との間に、この協定の施行規則に定める重量及び大きさの限度までの小包郵便物（以下「小包」という。）の交換を行う。

第二条 小包の経路

1 各国の郵政庁（以下「郵政庁」という。）は、他方の郵政庁の業務から発し又はその業務内の配達のためあてられた小包に対し、自己と小包郵便上の関係を有するいずれかの国へ又はその国から自己の業務を経由する経路の権利を保障する。

2 開袋で発送される小包で、一方の郵政庁の業務を経由して、他方の郵政庁へ又は当該他方の郵政庁から経き越されるものは、両郵政庁間の小包の交換に関する条件及び仲介郵政庁と関係第三国郵政庁との間の小包の交換に関する条件に従ふものとする。

3 開袋で発送される小包で、一方の郵政庁の業務を経由して、他方の郵政庁へ又は当該他方の郵政庁から経き越されるものは、両郵政庁の長の間で別に合意される条件に従ふものとする。

第三条 小包の料金

1 郵政庁は、自己の業務において差し出される小包の料金を定める。ただし、この料金は、差出国の業務における小包の取扱の費用、両国間の海路又は航空路の運送の費用及び名あて国の業務における小包の取扱について同国に帰属すべき取得額の合計額をこえない範囲内で定めなければならない。

2 前項の小包の料金は、差出人が支払わなければならない。

第四条 小包の包装

各小包は、施行規則に定めるところに従い、運送距離に応じ、かつ、包有品の保護のために適当な方法で包装しなければならない。

第五条 禁制

1 次の物品は、小包郵便によつて発送することを禁止する。

(a) 書状又は書状の性質を有する通信文。ただし、必要な記載にとどまる開封の仕切書は、小包に入れることを許される。

(b) 小包の外装に記載された名あてと異なる名あてを有する包有品

(c) 生きた動物

(d) 両国のいずれかにおいて現行の関税その他に關する法令により輸入を許されていない物品

(e) 爆発性又は発火性の物品及び一般に運送上危険な物品

(f) 風俗を害するおそれのある文書、絵画その他の物品

2 前記の禁制に抵触する小包が一方の郵政庁から他方の郵政庁に交付されたときは、当該他方の郵政

庁は、自国の法律及び内国規則に従つて手続を執る。ただし、爆発性又は発火性の物品及び風俗を害するおそれのある文書、絵画その他の物品は、差出元に返送することなく、それらの物品を郵便物中に発見した郵政庁が直ちに棄却する。

第六条 価格表記

1 小包は、千フランの金額又は差出国の通貨によるその相当額まで価格表記とすることができ。ただし、両郵政庁の長は、合意により、千フランをこえる価格表記金額の限度を定めることができる。

2 価格表記金額は、包有品の実価をこえることができない。ただし、実価の一部のみを表記することは、許される。

3 価格表記小包については、差出の時に、小包の料金のほかに、差出国郵政庁の定める価格表記料を徴収する。

4 前項の価格表記料は、差出国及び名あて国の業務における価格表記の料金と両国間の海路又は航空路の運送に対する価格表記の料金との合計額をこえない範囲内で定めなければならない。

5 硬財、金銀地金、寶石その他の貴重品を包有する小包は、すべて価格表記としなければならない。価格表記としない小包が硬貨、金銀地金、寶石その他の貴重品を包有していることが名あて国において発見されたときは、その小包

は、価格表記小包として名あて人に交付することができる。この場合には、名あて国郵政庁は、3の規定により自己が定める価格表記料を徴収することができる。

第七条 小包郵便物受領証

普通小包の差出人は、差出の時に、差出国郵政庁が任意に定める料金を支払つて小包郵便物受領証を請求することができる。もつとも、価格表記小包の差出人に対し、価格表記の小包郵便物受領証以外の小包郵便物受領証が交付されることはなく、価格表記の小包郵便物受領証に

ついて、価格表記料以外の料金が課されることはない。

第八条 到達証、取調請求

1 価格表記小包の差出人は、差出の時に又は差出の後に、差出国郵政庁が定める料金を支払つて到達証を請求することができる。

2 普通小包又は価格表記小包の差出人は、差出の後に、差出国郵政庁が定める料金を支払つてその小包についての取調を請求することができる。ただし、価格表記小包については、差出人が到達証を受けるための特別料金を支払つた場合には、いかなる料金も課されない。

3 小包の差出の後に行われる到達証の請求又は取調請求は、差出の日の日曜日から起算して一年の期間内に限り許される。

4 1の到達証の料金及び2の取調請求の料金は、これらの料金について現行の万国郵便条約が規定する最高料金をこえてはならない。

5 到達証の式紙が差出人の請求により航空郵便でその差出人に送達されなければならない場合には、到達証の料金のほかに、相当の航空料金を徴収する。

第九条 関税

小包は、名あて国における現行のすべての関税に關する法令に従うものとする。それらの法令により徴収されるべき税金は、小包の交付の時に名あて人から徴収する。

第十条 通関料、配送料、保管料

1 名あて国郵政庁は、税関への交付及び通関のため又は単に税関への交付のため、小包一個につき八十サンチムをこえない料金を名あて人から徴収することができる。

2 名あて国郵政庁は、小包を名あて人の住所において配達するため、小包一個につき五十サンチムをこえない料金を名あて人から徴収することができる。この料金は、名あて人の住所における第二回以後の各提示についても課することができ。

3 名あて国郵政庁は、同郵政庁が定めた期間内に引き取られない小包につき相当の保管料を名あて人から徴収することができる。もつ

とも、この料金は、小包一個につき五フランをこえることができない。

第四項に規定する料金は、小包が国外に転送され、又は返送される場合にも、取り消さない。

第十一条 再発送

1 小包は、名あて人の居所変更により、名あて人の請求がある場合に、及び、名あて人の規則により転送が許されるときは、名あて人の明らかな請求がない場合にも、名あて国内において転送することができ。また、小包は、名あて人の請求がある場合には、国外に転送することができる。ただし、その後の運送につき必要な条件を満たしている場合に限り、価格表記小包は、価格表記郵便としてのほかは、他の国に転送することができない。

2 名あて国の領域内において転送される小包については、名あて国郵政庁は、その内国規則で定める追加料金を名あて人から徴収することができる。この料金は、小包が国外に転送され、又は返送される場合にも、取り消さない。

3 小包が国外に転送される場合には、関係郵政庁に帰属する運送料並びに、価格表記料があるときは、当該価格表記料及び、再発送郵政庁が取消を許さない諸種の料金があるときは、当該料金は、名あて人から徴収する。

4 前記の転送は、名あて人の請求があり、かつ、新運送に対する航空料金の支払が保証されている場

合には、航空路により行ふことができる。

5 差出人は、小包及び税関告知書に適當な記載をして転送を禁止することが出来る。

第十二条 取りもどし、名

あて変更

1 差出人は、小包が名あて人に配達されていらない間は、これを取りもどし、又はその名あてを変更することが出来る。

2 小包の取りもどし又は名あて変更の請求は、郵便又は電信により送付する。差出国郵政庁は、各請求について、差出人から料金を徴収することが出来る。この料金は、日本国にあつては五十サンチームをこえず、アメリカ合衆国にあつては内国規則で定める料金をこえないものとする。請求が航空郵便又は電信により送付されなければならぬときは、差出国郵政庁は、この料金のほかに、相當の航空料金又は電報料金を差出人から徴収することが出来る。

3 前条1ただし書、2、3及び4の規定は、取りもどし又は名あて変更により返送され、又は転送される小包に準用する。

第十三条 配達不能

1 小包の差出人は、名あてのとおり配達することができない場合における小包の処置を差出の時に請求することが出来る。その細目は、施行規則で定める。

2 差出人が前項の規定による請求を行わないとき、又は差出人の請求に従つても配達することができなかつたときは、配達不能の小包

は、名あて局に到着した日の翌日から起算して三十日を経過した後予告なしに差出人に返送するものとし、名あて人が受取拒絶した小包は、直ちに返送するものとする。

3 第十一条2、3及び4の規定は、配達不能により名あて国内において転送され、又は差出元に返送される小包に準用する。これらの規定は、禁制品を包有しているという理由で差出元に返送される小包にも準用する。

4 配達不能の小包で、差出人が放棄するよう請求したものは、返送することなく、2に定める期間が経過した後名あて国の内国法令により処置する。

第十四条 売却、棄却

1 損壊し、又は腐敗しやうとするおそれがある物品に限り、送達又は返送の途中においても、予告なしに及び司法上の手続を経ないで、権利者のために直ちに売却することが出来る。

2 なんらかの理由によつて売却することができない場合には、損壊し、又は腐敗した物品は、棄却する。

第十五条 誤つて引き受けられた小包、誤送小包

1 重量又は大きさが許された限度をこえる小包が誤つて引受発送されたときは、その小包は、差出元に返送することなく、名あて人に配達する。ただし、この取扱は、重量又は大きさが定められた限度

を著しくこえる小包には、適用しない。

2 小包が誤送されたときは、誤送を受けた国の郵政庁は、その小包を、自己が利用することが出来る最も直接の線路により正当な名あて地に転送する。ただし、正当な名あて地に転送することができない小包は、差出元に返送する。価格表記小包は、価格表記郵便としてのほかは、再発送することができない。

3 誤送された航空小包の正当な名あて地への転送又は差出元への返送は、航空路によつて行ふ。ただし、正当な名あて地への転送は、航空業務を利用することができない場合に於いて、平路面路による転送が航空路による差出国線路の送達より短い時間で行われると予想されるときは、平路面路によつて行うことが出来る。

4 この条にいう小包は、再発送国において関税及び他の郵便料金以外の課金を課されないものとする。

第十六条 関税その他の課金の取消

差出元に返送し、差出人が放棄し、包有品の完全な損壊により棄却し、又は第三国に転送する小包に課された関税及び他の郵便料金以外の課金は、日本国においても、アメリカ合衆国においても、取り消される。

第十七条 損害賠償

1 両郵政庁は、次項に掲げる場合を除き、両国間で交換する価格表記小包の亡失及びその包有品の盗

取又は損傷について、施行規則に規定する条件に基づき責任を負ふ。

2 両郵政庁は、次の場合には、すべての責任を免れる。

(a) 名あて人又は返送小包については差出人が配達の際に留保を行ふことなく小包を受領した場合。ただし、名あて人又は返送の場合には差出人が配達郵政庁に対し違例を発見した旨を遅滞なく通告し、かつ、盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したときは、責任は、存続する。

(b) 不可抗力による亡失又は損傷の場合。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生じた亡失又は損傷が不可抗力に起因するものであると認める場合においても、任意に、かつ、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく、不可抗力によるその亡失又は損傷について賠償金を支払うことが出来る。

(c) 不可抗力に基き業務書類の滅失により郵政庁が小包について調査を行うことができない場合

(d) 損害が差出人の過失若しくは怠慢により又は物品の性質により生じた場合

(e) 禁制品を包有する小包に関する場合

(f) 包有品の実価をこえる金額を詐欺表記した小包に関する場合

(g) 包有品の虚偽の告知により税関が差し押えた小包に関する場合

(h) 小包の差出の日の翌日から起算して一年の期間内に取調請求

又は賠償請求が行われなかつた場合

3 両郵政庁は、両国間で交換する普通小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷については、責任を負わない。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生ずることのある亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することが出来る。

4 両郵政庁は、第二条2及び3の小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷については、両郵政庁の長の間に反対の取極がない限り、責任を負わない。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生ずることのある亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することが出来る。

第十八条 取得額

1 両国間で交換する小包について、差出国郵政庁は、施行規則に定める金額を名あて国郵政庁に支払う。

2 自国の領域内において到着小包を航空路により運送する郵政庁は、その運送について、差立郵政庁に特別の取得額を請求する権利を有する。その取得額の金額は、両郵政庁の長の合意により定める。ただし、その取得額を定めるための基本料金は、次条の基本料金を率をこえることができない。

3 両国の一方から他方に小包を転送し、又は返送するときは、再発送国郵政庁は、前二項に定める自己の取得額に相当する金額及び場

合により次の料金を他方の国の郵政庁から回収する。

- (a) 再発送国郵政庁に帰属すべき海路又は航空路の運送料
- (b) 再発送国郵政庁が取り消さない諸料金
- (c) 第三国に帰属すべき諸料金

4 両国の一方から発し他方を經由して第三国に送付される小包については、差出国郵政庁は、仲介国郵政庁にその要求する金額を支払う。

5 開袋で第三国から発し両国の一方を經由して他方に送付される小包については、仲介国郵政庁は、施行規則に定める金額を名あて国郵政庁に支払う。

第十九条 航空路運送の料金

小包が名あて国の業務によつて航空路により運送される場合には、差出国郵政庁は、施行規則に定める基本料金率に基いて両郵政庁の長の合意により定められる金額を、第三条の航空路の運送の費用として、名あて国郵政庁に支払う。

第二十条 規定されていない郵便料金の徴収禁止

この約定が適用される小包は、この約定の諸条に定める料金以外の郵便料金を課されないものとする。

第二十一条 特別の取極

両郵政庁の長は、両国間で交換する小包に対して代金引換、課金別納その他の特別の業務を設定することが必要であると認めるときは、そのために特別の取極を行うことができる。

第二十二条 基準貨幣単位

この約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第二十三条 業務の一時停止

小包郵便の業務を停止することが至当とされるような特別の事情があるときは、いずれの郵政庁も、直ちに他方の郵政庁に通知することを条件として、小包郵便業務の全部又は一部を一時停止することができる。

第二十四条 施行規則、内国法令の適用

1 この約定の実施のため必要な細目は、両郵政庁間の施行規則で定める。

2 この約定に規定されていない事項については、各国において、その内国法令が適用される。

3 両郵政庁は、小包郵便交換に関する自国の法律、命令及び料金並びに将来それらに關して行われることのあるすべての改正を相互に通告する。

第二十五条 協定の効力発生及び有効期間

1 この約定は、昭和三十三年六月一日に東京で、及び千九百三十八年六月二十日にワシントンで署名された日本国「アメリカ合衆国間小包郵便協定を廃棄し、かつ、これに代るものとする」。

2 この約定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両国の権限のある当局が合意する日に効力を生ずる。

3 この約定は、いずれか一方の国が他方の国に対しこの協定を廃棄する意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百五十八年十月二日に東京で、及び千九百五十八年十一月三日にワシントンで署名した。

日本国のために
外務大臣 藤山愛一郎
郵政大臣 寺尾 豊
郵政長官
アイサー・E・サマー
ファイールド

アメリカ合衆国のために
外務大臣 藤山愛一郎
郵政大臣 寺尾 豊
郵政長官
アイサー・E・サマー
ファイールド

議定書
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、太平洋諸島の信託統治地域の施政権者としてアメリカ合衆国に課された義務を考慮し、日本国とこの信託統治地域との間に小包郵便業務を設定することを希望するので、下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、さらに次の規定を協定した。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便協定の規定は、日本国と太平洋諸島の信託統治地域との間の小包郵便業務に準用する。

2 日本国と前記の信託統治地域との間の小包郵便業務の実施のため必要な細目は、両国の郵政庁間で定める。

3 この議定書は、前記の協定の効力発生の日に効力を生じ、いずれか一方の国が他方の国に対しこの議定書を廃棄する意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百五十八年十月二日に東京で、及び千九百五十八年十一月三日にワシントンで署名した。

日本国のために
外務大臣 藤山愛一郎
郵政大臣 寺尾 豊
郵政長官
アイサー・E・サマー
ファイールド

アメリカ合衆国のために
外務大臣 藤山愛一郎
郵政大臣 寺尾 豊
郵政長官
アイサー・E・サマー
ファイールド

「報告書は會議録追録に掲載」
所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。
昭和三十四年二月二十五日
内閣総理大臣 岸 信介

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和三十四年二月十七日、所得に対する租税に關する二重課税を回避し及び脱税を防止するためのパキスタンとの間の条約に署名した。よつて、この条約を批准することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約
日本国政府及びパキスタン政府は、所得に対する租税に關して二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府
日本国外務大臣 藤山愛一郎
パキスタン政府
日本国駐在パキスタン特命全權大使 オマル・ハヤット・マリク

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条
(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) パキスタンにおいては、所得税、附加税及び事業利得

税(以下「パキスタンの租税」という。)

(b) 日本国においては、所得税及び法人税(以下「日本国の租税」という。)

(2) この条約は、(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課せられる他の租税についても、また、適用する。

第二条

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「パキスタン」とは、パキスタンの諸州及び連邦の首府をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はパキスタンをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はパキスタンの租税をいう。

(e) 「パキスタンの法人」とは、法人又はパキスタンの税法上法人として取り扱われるその他の団体であつて、その事業がパキスタンにおいて管理され、かつ、支配されているものをいう。ただし、(4)に定義する日本の法人を含まない。

パキスタンの法人は、その事業がパキスタンにおいて管理され、かつ、支配されているときは、パキスタンに居住するものとみなされる。

とみなされる。

(f) 「日本の法人」とは、法人又は法人格を有しない団体で日本国内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。

(g) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、パキスタンの租税の課税上パキスタンの居住者でない個人をいい、「パキスタンの居住者」とは、パキスタンの租税の課税上パキスタンの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者でない個人又は課税上の団体(パキスタンの法人を除く。)をいう。

(h) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はパキスタンの居住者をいう。

(i) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はパキスタンの法人をいう。

(j) 「日本の企業」とは、日本国の居住者又は日本の法人が日本国内において営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「パキスタンの企業」とは、パキスタンの居住者又はパキスタンの法人がパキスタンにおいて営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はパキスタンの企業をいう。

(l) 「産業上又は商業上の利得」とは、製造業、商業、漁業、鉱業、金融業及び保険業の利得を含み、配当、利子、貸付料若しくは使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(m) 「恒久的施設」とは、一方の締約国の企業に關して用いるときは、事務所、支店、工場又は倉庫のような事業を行つ一定の場所、当該企業が事業を行つてゐるものをいう。ただし、偶発的かつ一時的に使用される単なる貯蔵施設を含まない。恒久的施設は、採掘されている鉱山、採石場その他の天然資源の存在する場所を含む。また、一方の締約国の企業の代理人又は使用人が、当該企業のために契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使する、又は当該企業のために通常注文に應ずるに足りる在庫品を他方の締約国内に有しているときは、その代理人又は使用人は、恒久的施設に含まれるものとする。

(n) この点に關し、
(i) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行つるものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(ii) 一方の締約国の法人が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に關する事項のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。

(n) 「権限のある当局」とは、日本国においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、パキスタンにおいては、中央税関入庁又は中央税関入庁が権限を与えた代理者をいう。

(2) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に關する法令における解釈によるものとする。

第三条

(1) 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業の全所得に對して租税を課することが出来る。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行い、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得すべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に歸せられるものとする。

(3) 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用でその恒久的施設に合理的に配分することが出来るものは、その生じた場所のいかんを問はず、経費に算入することを認めるものとする。

(4) 企業が一方の締約国内で(5)に掲げる物品以外の物品を売却することによつて取得する産業上又は商業上の利得は、この条の規定の適用上、
(a) パキスタンにおいては、一部分はその物品が購入された国から、一部分はその物品が売却された国から生じ、
(b) 日本国においては、その物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

(5) 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する産業上又は商業上の利得は、この条の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱ふ。

(6) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人その他の団体が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五条

この条約の第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が

(a) いずれか一方の締約国又は

(b) (i) 当該企業及び(ii) 他方の締約国の企業のいずれれに対してもそれぞれの本国に登録されている航空機の運用から生ずる所得に対する租税を免除する第三国

に登録されている航空機の運用によつて取得する所得は、当該他方の締約国の租税を免除される。ただし、当該航空機が全部又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

第六条

(1) 公開会社である日本の法人又は日本の法人の団体が産業的事業に従事するパキスタンの法人の議決権ある株式の三分の一以上を所有する場合において、そのパキスタンの法人がその日本の法人に支払う配当に対するパキスタンの附加税の税率は、その配当の支払を受けるものがパキスタンに恒久的施設を有しないときは、一ルビーにつき一アンナ(六・二五パーセント)軽減される。

(2) 公開会社である日本の法人又は日本の法人の団体がパキスタンの法人の議決権ある株式の三分の一以上を所有する場合において、そのパキスタンの法人が産業的事業に従事しており、かつ、その利得がパキスタンにおけるその法人の事業の発展及び拡大のためにパキスタン内に留保されるときは、その法人の所得に対しては、利得の強制分配に関するパキスタンの所得税法第二十三条Aの規定は、適用しない。

(3) パキスタンの法人又はパキスタンの法人の団体が日本の法人の議決権ある株式の三分の一以上を所有する場合において、その日本の法人がそのパキスタンの法人に支払う配当に対する日本国の租税の税率は、その配当の支払を受けるものが日本国に恒久的施設を有しないときは、十五パーセントをこえないものとする。

(4) 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合においては、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとなしとを問はず、行われない。

(5) 日本の法人が支払う配当は、日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱い、パキスタンの法人が支払う配当は、パキスタン内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

(6) この条の(1)及び(2)において「公開会社」とは、賦課年度に關し、次のものをいう。

(a) 株式の譲渡の権利を制限せず、株式の公衆に対する発行又は株式取引所における売却を禁止せず、かつ、議決権ある株式

の五十パーセント以上が前年度のいかなる時期においても六人以上の者によつて所有されていた会社

(b) 前年度末において、すべての株式がこの項の(a)に定義する公開会社の一又は二以上によつて所有されていた会社

(c) 前年度末において、その株式の五十パーセント以上がいずれかの締約国政府によつて所有されていた会社

(7) この条において「産業的事業」とは、次に掲げる種類のいずれかに該当する事業であつて、この条約が効力を生じた日の後に設立され、若しくは開始され、又はその日の後にその株式が他方の締約国の企業によつて取得されるものをいう。

(a) 物品若しくは原材料の製造又は物品若しくは原材料の現状の實質的変更をもたらす加工

(b) 造船

(c) 電気、水力、ガス及び水道

(d) 油田その他の鉱床の探掘を含む鉱業

(e) 印刷業

(f) この条の規定の適用上、権限のある当局が「産業的事業」であると認めるその他の事業

第七条

(1) 一方の締約国内における著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘

密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料並びに映画フィルム及びテレビジョンに使用されるフィルムの使用料又は賃貸料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱い、当該締約国が課税しうるものとする。

(2) この条の(1)の規定にかかわらず、一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する(1)に掲げる使用料又は賃貸料は、当該一方の締約国の租税を免除される。

(3) 使用料又は賃貸料が権利の対価として支払われる公正かつ妥当な対価をこえる場合には、この条に規定する免除は、その公正かつ妥当な対価を表わす部分についてのみ適用される。

第八条

(1) 一方の締約国の政府は、他方の締約国内の源泉から取得する貸付金の利子又は配当について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) 日本輸出入銀行及びパキスタン国立銀行は、それぞれパキスタン内及び日本国内の源泉から取得する貸付金の利子又は配当について、それぞれの他方の締約国の租税を免除される。

(3) 一方の締約国が所有する金融機関は、他方の締約国内の源泉から取得する貸付金の利子又は配当について、当該他方の締約国の租税を免除される。

第九条

(1) 一方の締約国が政府の職務の遂行として自国に提供された役務について自国の国民である個人（永住のため他方の締約国に入国することを許可された者を除く。）に支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、他方の締約国の租税を免除される。

(2) この条の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で行う営業又は事業に関して提供された役務につき支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬については、適用しない。

第十条

(1) 人的役務（自由職業を含む。）に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬は、当該役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱い、その国が課税しうるものとする。

(2) この条の(1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者は、次のいずれかの場合には、前記の報酬につき、他方の締約国の租税を免除される。

(a)(i) その居住者が課税年度を通じて合計百八十三日をこえない

い期間他方の締約国内に滞在し、かつ、

(ii) その役務がその者が居住する締約国の居住者若しくは法人のために又はそれらの者に代つて行われる場合

(b)(i) その者が課税年度を通じて合計九十日をこえない期間他方の締約国内に滞在し、かつ、

(ii) その役務が自由職業の業務の遂行に係るものであり、かつ、

(iii) その役務に対して受領した報酬が七十五万円又は公定の外国為替相場によるパキスタン・ルピーの相当額をこえない場合

(3) この条の(2)の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン関係の俳優、音楽家、職業運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。

第十一条

一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学、学校その他の教育機関において教育を行うため二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬について、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十二条

(1) 一方の締約国の居住者で、もつ

(a) 他方の締約国内の一般に認められた大学若しくは学校の学生として、又は

(b) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉強若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、

他方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものについて、当該他方の締約国の租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉強又は研究のための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金

(iii) 当該他方の締約国における人的役務に対する報酬で、課税年度を通じて三十六万円又は公定の外国為替相場によるパキスタン・ルピーの相当額をこえないもの

(2) 一方の締約国の居住者で、その締約国の企業若しくはこの条の(1)(b)に掲げる団体の使用人であるもの又はこれらの企業若しくは団体と契約しているものは、もつばら当該企業又は団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため一年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在する場合において、その経験の習得に直接関係のある役務に対する報酬（海外から受け取る報酬を含む）

む。この金額が課税年度を通じて百万円又は公定の外国為替相場によるパキスタン・ルピーの相当額をこえないときは、その報酬について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(3) 一方の締約国の居住者で、他方の締約国の政府又はその機関との取極に基きもつばら訓練、研究又は研修のため他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その訓練、研究又は研修に直接関係のある役務に対する報酬（海外から受け取る報酬があるときはこれを含む。）の金額が課税年度を通じて百万円又は公定の外国為替相場によるパキスタン・ルピーの相当額をこえないときは、その報酬について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(4) (1)、(2)及び(3)の特典は、重複しては与えられないものとする。

第十三条

(1)(a) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）若しくはその締約国の法人若しくはその他の団体が発行する債券若しくは社債

(b) 一方の締約国内で預入された預金又は

(c) 一方の締約国内で行う営業、事業その他の取引に係る貸付金の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱い、そ

の締約国が課税しうるものとする。

(2) 一方の締約国に存在する不動産から生ずる他方の締約国の居住者又は法人の所得は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱い、当該締約国が課税しうるものとする。

(3) 「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子を行い、「不動産から生ずる所得」とは、不動産から生ずるすべての種類の所得（鉱山、採石場その他の天然資源の運用に関する使用料を含む。）をいう。

第十四条

(1) パキスタンは、その居住者（パキスタンの租税の課税上パキスタンの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者である個人を含む。）又は法人に対するパキスタンの租税を決定するに際し、パキスタンの法令に基いて課税することができ、すべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、日本国内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得について日本国の法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にであると源泉徴収によるとを問わない。）日本国の租

税の額は、その所得について支払われるパキスタンの租税から、パキスタンの租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合をパキスタンの租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。

(2) 日本国は、その居住者（日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、パキスタンの租税の課税上パキスタンの居住者である個人を含む。）又は法人に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基いて課税することができるとする。この項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、パキスタン内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得についてパキスタンの法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にであると源泉徴収による）とを問わない。）パキスタンの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合を日本国の租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。

第十五条
(1) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関して詐欺を防止するた

め、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。各締約国の法令に従い、租税の賦課及び徴収に關与し若しくはこれらに關する異議についての決定に關与する者又は裁判所以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

(2) 各締約国は、この条約に基いて他方の締約国が与える免除、軽減税率その他の特典がそれを受ける権利のない者によつて享有されることがないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を自国の租税と同様に徴収することができる。

第十六条
納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることが

できる。この申立が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第十七条

この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国といずれかの第三国との間の条約に対するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十八条

(1) この条約の規定は、国際法的一般原則により外交官及び領事官に對して与えられてきたか又は將來与えられることのある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

(2) この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は將來認められることのある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

(3) いずれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第十九条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件よりも高いか又は重い租税又はこれに關連する要件を課されることはなく、また、個人の場合には、同様の状況にある他方の締約国の国民（この条の(2)(a)に定義する国民に限る。）に對し認められる人的控除を認められる。

(2) この条において「国民」とは、次のものをいう。

- (a) 各締約国の国籍を有するすべての個人
- (b) 各締約国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の法律上の団体

第二十条

(1) この条約は、いずれか一方の締約国が国際關係について責任を負い、かつ、この条約の対象である租税と実質的に同様の性質を有する租税を課する地域に對し、その

まま又は修正を加えて適用することができ、この適用は、この目的のために交換される公文において、両締約国の政府間で定められ、かつ、合意される日から、その定められ、かつ、合意される修正及び条件（終了に關する条件を含む。）に従つて効力を生ずる。

(2) この条の規定に基きこの条約が適用された地域に對するこの条約の適用は、第二十二條の規定に基き日本国又はパキスタンについてこの条約が終了するときは、両締約国政府が明白に別の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十一条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにカラチで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、

- (a) パキスタンにおいては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各前年度又は各「課税計算期間」（パキスタンの税法によつて定義されるものをいう。）について、
 - (b) 日本国においては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度について、
- 適用するものとする。

第二十二條

この条約は、無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間の後には、いずれの年においてもその六月三十日以前に、他方の締約国に書面による終了の通告を与えることができ、その場合には、この条約は、(a) パキスタンにおいては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各「前年度」又は各「課税計算期間」(パキスタンの税法によつて定義されるものをいう。)について、

(b) 日本国においては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について、

効力を失ふものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十九年二月十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

藤山愛一郎

パキスタンのために

オマル・ハヤット・マリク

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十一日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤 謙五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十四年三月二日

内閣総理大臣 岸 信介

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三

条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和三十四年二月二十一日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税を回避し、及び脱税を防止するためのノールウェーとの間の条約に署名した。よつて、この条約を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約

日本国政府及びノールウェー政府は、

所得に対する租税に関して二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 藤山愛一郎

臣

ノールウェー政府

日本国駐在ノールウェー臨時代理大使

トルビヨルン・クリスチ

アンセン

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当で

あると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

所得税及び法人税(以下「日本国の租税」という。)

(b) ノールウェーにおいては、

国税である所得税、地方税である所得税及び船員税(以下「ノールウェーの租税」という。)

2 この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。

第二条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。

(2) 「ノールウェー」とは、地理的意味で用いる場合には、ノールウェーの租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。

(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はノールウェーをいう。

(c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

本国又はノールウェーをいう。

(c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

(d) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、ノールウェーの租税の課税上ノールウェーの居住者でない個人をいい、

「ノールウェーの居住者」とは、ノールウェーの租税の課税上ノールウェーの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者でない個人をいう。

(e) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はノールウェーの居住者をいう。

(f) 「日本の法人」とは、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は法人格を有しない団体をいい、「ノールウェーの法人」とは、ノールウェー内に本店又は主たる事務所を有する法人(法人格を有するすべての団体を含む)をいう。

(g) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はノールウェーの法人をいう。

(h) 「日本の企業」とは、日本国の居住者又は法人が営む産業上又

は商業上の企業又は事業をい
い、「ノールウェーの企業」と
は、ノールウェーの居住者又は
法人が営む産業上又は商業上の
企業又は事業をいう。

(i) 「一方の締約国の企業」及び
「他方の締約国の企業」とは、文
脈により、日本の企業又はノー
ルウェーの企業をいう。

(j) 「恒久的施設」とは、一方の締
約国の企業に關して用いられる
場合には、事務所、支店、工
場、倉庫その他事業を行う一定
の場所をいう。ただし、代理店
は、代理人が企業のために契約
を締結し、及び締結する包括的
権限を有し、かつ、これを常習
的に行使するか、又は企業のため
に通常注文に應ずるに足りる
在庫品を有していない限り、含
まれない。また、単なる貯蔵施設
も、継続して使用されるものは
含まれるが、偶発的かつ一時的
に使用されるものは含まれな
い。

(k) この点に關し、
(1) 一方の締約国の企業は、純
然たる仲立人、問屋その他独
立の代理人でこれらの者とし
ての本来の業務を通常の方法
で行うものを通じて他方の締
約国内で事業活動を行つたと
いう理由のみでは、当該他方

の締約国内に恒久的施設を有
するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品
又は商品をもつばら自己のた
めに購入する事業を行う一定
の場所を他方の締約国内に保
有しているという事実のみで
は、その場所は、その企業の
恒久的施設とはならない。

(3) 一方の締約国の法人が他方
の締約国の法人又は他方の締
約国内で営業若しくは事業を
行う法人を支配しているとい
う事実のみでは、その支配さ
れている法人は、当該一方の
締約国の法人の恒久的施設と
はならない。

(k) 「産業上又は商業上の利得」に
は、製造業、商業、農業、漁
業、鉱業及び保険業の利得並び
に銀行業務及び証券業務から生
ずる利得を含み、配当、利子、
賃貸料若しくは第六条2にいう
使用料又は人的役務の報酬とし
て取得する所得を含まない。

(1) いずれかの締約国について
「権限のある当局」とは、その締
約国の大蔵大臣又は大蔵大臣が
権限を与えた代理者をいう。
2 いずれの一方の締約国がこの条
約の規定を適用する場合にも、特
に定義されていない用語の意義
は、文脈により別に解釈すべき場

合を除くほか、自国の租税に關す
る法令における解釈によるものと
する。

第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又
は商業上の利得は、その企業が他
方の締約国内に恒久的施設を有し
ない限り、当該他方の締約国の租
税を課せられない。一方の締約国
の企業が他方の締約国内に恒久的
施設を有する場合には、当該他方
の締約国は、自国内の源泉から生
ずるその企業の全所得に対して租
税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締
約国内に恒久的施設を有する場合
には、その恒久的施設が独立の企
業として同一又は同様の条件で同
一又は同様の活動を行い、かつ、
独立の立場でその恒久的施設を有
する企業と取引を行つたと仮定し
た場合に当該他方の締約国内で取
得しうべき産業上又は商業上の利
得が、その恒久的施設に歸せられ
るものとし、その恒久的施設に歸
せられる利得は、当該他方の締約
国内の源泉から生ずる所得とみな
される。

3 一方の締約国が租税を決定する
に際しては、他方の締約国の企業
がその企業のために当該一方の締
約国内で単に購入したにすぎない
商品については、所得の計算上考
慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所
得(次項にいう種類の所得を除
く)は、1の規定の適用上、その
物品の売却が行われた国から生ず
るものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又
は一部を製造した物品を他方の締
約国内で売却することによつて取
得する所得は、1の規定の適用
上、一部分はその物品が製造され
た国から、一部分はその物品が売
却された国から生ずるものとして
取り扱う。

6 両締約国の権限のある当局は、
この条約の規定と矛盾しない範圍
内で、産業上又は商業上の利得の
配分に關する細目を取りきめるこ
とができる。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締
約国の企業の経営上若しくは資金
上の支配に直接若しくは間接に参
加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方
の締約国の企業及び他方の締約国
の企業の経営上若しくは資金上の
支配に直接若しくは間接に参加す
る場合

であつて、そのいずれの場合におい
ても、両企業間に、その商業上又は
資金上の關係において独立の企業間
に設けられる条件と異なる条件が設
けられ、又は課せられるときは、そ

れらの条件がなかつたならば一方の
企業の利得となるべきもので、それ
らの条件のために当該一方の企業の
利得とならなかつたものは、その企
業の利得に算入して課税することが
できる。

第五条

1 第三条及び第四条の規定にか
かわらず、一方の締約国の企業が
(a) 当該一方の締約国若しくは他
方の締約国又は

(b) 当該他方の締約国内に登録され
ている船舶若しくは航空機の運
用から生ずる利得に対する租税
を免除する第三国

に登録されている船舶又は航空機
の運用により取得する利得は、当
該他方の締約国の租税を免除され
る。

2 この条約は、千九百三十一年十
二月二十三日付の東京において交
換された公文によつて効力を生じ
た海運所得に対する二重課税の回
避に關する日本国政府とノー
ルウェー政府との間の取極に影響を
及ぼすものと解してはならない。

第六条

1 一方の締約国内に恒久的施設を
有しない他方の締約国の居住者又
は法人が当該一方の締約国内の源
泉から取得する使用料に対して当
該一方の締約国が課する租税の額
は、その使用料の金額の百分の十
五をこえないものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に關する賃貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に關して支払われる使用料その他の料金を含まない。 3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に關する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。 4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム（使用料の支払が予想されないフィルムを除く。）を売却することにより当該一方の締約国内の源泉から取得する所得に對して当該一方の締約国が課する租税の額は、収入金額の百分の十五をこえないものとする。	5 前項にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。 第七條 1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に對して当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をこえないものとする。 2 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から所得又は所得を得る場合には、当該他方の締約国内において、その法人が支払う配当（当該他方の締約国の居住者又は法人に支払ふものを除く。）に對するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に對する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の所得又は所得の全部又は一部であるとなしを問はず、行われぬ。 3 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。 第八條 1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に對して当該	一方の締約国が課する租税の額は、その利子の金額の百分の十五をこえないものとする。 2 この条において「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子をいう。 3 (a) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）若しくはその締約国の法人が発行する債券若しくは社債又は (b) その締約国内で預入された預金 の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。 4 (a) 一方の締約国の居住者若しくは法人又は (b) 当該一方の締約国内に恒久的施設を有する他方の締約国の企業 が当該一方の締約国内で行う営業、事業その他の取引に係る貸付金の利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。 第九條 1 一方の締約国が政府の職務の遂行として自国に提供された役務について自国の国民である個人に支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、他方の締約国内における租税を免除される。
2 この条の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で行う営業又は事業に關して提供された役務につき支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬については、適用しない。 第十條 1 一方の締約国の居住者は、他方の締約国内でいずれかの課税年度において行われた人的役務（自由職業を含む。）に對する利得又は報酬につき、次のことを条件として当該他方の締約国における租税を免除される。 (a) その居住者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえず、かつ、 (b) その役務が当該一方の締約国の居住者若しくは法人のために又はそれらの者に代つて行われること。 2 この条の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン關係の俳優、音楽家及び職業運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。 第十一條 1 一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学又はこれに類する高等教育機関において教育を行うため二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その	教育に對する報酬に對して当該他方の締約国における租税を免除される。 第十二條 一方の締約国からの学生又は事業修習者で他方の締約国内で常時教育又は訓練を受けているものは、当該他方の締約国において、その生計、教育又は訓練のため海外から支払われる金額について租税を免除される。 第十三條 1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてノールウエーの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。 2 死亡者の未分割遺産に課せられるノールウエーの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に關し、第十五條の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。 第十四條 1 この条約の規定の適用上、 (a) 不動産から生ずる所得（不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる収益を含み、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない。）及	教育に對する報酬に對して当該他方の締約国における租税を免除される。 第十三條 1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてノールウエーの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。 2 死亡者の未分割遺産に課せられるノールウエーの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に關し、第十五條の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。 第十四條 1 この条約の規定の適用上、 (a) 不動産から生ずる所得（不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる収益を含み、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない。）及

び鉱山、採石場その他の天然資源の運用に關する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他の天然資源が存在する国から生ずる所得として取り扱ふ。

(b) 船舶又は航空機の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、それらの船舶又は航空機が登録されている国から生ずるものとして取り扱ふ。

(c) 一方の締約国の企業に属して、他方の締約国内に存在する恒久的施設の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、その恒久的施設が存在する締約国から生ずる所得として取り扱ふ。

(d) 株券、債券、社債及びこれらに類する資産の売却、移転又は交換によつて生ずる資産収益は、それらの資産が売却された国から生ずるものとして取り扱ふ。

(e) 労働又は人的役務に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬及び自由職業の役務に対する報酬は、それらの報酬が支払われる役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱われ、また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行われた役務は、当該締約国において行われたものとみなされる。

2 この条の1又は前諸条の規定により源泉が定められていない所得は、その所得の受領者がその居住者又は法人である締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

第十五条

1 日本国は、その居住者（日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、ノールウェーの租税の課税上ノールウェーの居住者である個人を含む）又は法人に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基いて課税することができ、かつ、ノールウェーの租税の課税標準に含めることができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、ノールウェー内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得についてノールウェーの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にである源泉徴収によるものを除く。）と源泉徴収によるものと問わない。）ノールウェーの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

2 ノールウェーは、その居住者（ノールウェーの租税の課税上ノールウェーの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の

の居住者である個人を含む）又は法人に対するノールウェーの租税を決定するに際し、ノールウェーの法令に基いて課税することができ、かつ、この条約の規定に従つて日本国の租税が支払われる場合（直接にである源泉徴収によるものを除く。）と源泉徴収によるものと問わない。）において、その所得についてノールウェーの租税も課せられるときは、ノールウェーの租税が課せられる全所得について支払われるノールウェーの租税の額は、当該全所得に対し前記の日本国内の源泉から生ずる所得が占める割合をノールウェーの租税の額に乗じて得た額だけ減額されるものとする。ただし、ノールウェーの大蔵大臣は、その減額が日本国の租税の額をこえないように定めることができる。

3 この条の1及び2の規定は、第九条、第十一条及び第十二条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十六条

両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に關して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法

規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができ、かつ、これを交換するものとすることができる。こうして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する異議についての決定に關する者（裁判所を含む）以外のかかる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十七条

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立てが正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第十八条

この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国といずれかの第三国との間の条約に対するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生

じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十九条

1 この条約の規定は、国際法の一般原則により外交官及び領事官に對して与えられてきたか又は將來与えられることのある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自

国の法令によつて現在認められているか又は將來認められることのある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

3 いずれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第二十条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異な

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便物の締結について承認を求めるの件外二件

るか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するときは、当該他方の締約国においては、当該他方の締約国の企業が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国の他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものが課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 「国民」とは、いずれかの締約国の国籍を有するすべての個人及びいずれかの締約国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有すると有しないとを問わない。）をいう。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の国民に対し、法令により自国の居住者にのみ適用される租税上の人的免除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

第二十一条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにオスロで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずるものとし、かつ、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとする。

3 この条約は、五年の期間引き続き効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。その場合には、この条約は、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十九年二月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

藤山愛一郎

ノールウェーのために

トルビヨルン・

クリスチアンセン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約に署名するに当つて、下名の全権委員は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

ノールウェー、デンマーク及びスウェーデン共同航空運送機関たるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）に關し、第五条の規定は、当該航空機がノールウェー、デンマーク又はスウェーデンのいずれに登録されているかを問わず、同機がその航空機の運用によつて取得する利得（同機関のノールウェーの構成員が同機関につき有する持分に比例して割り当てられる利得に限る。）について適用する。

千九百五十九年二月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

藤山愛一郎

ノールウェーのために

トルビヨルン・

クリスチアンセン

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

昭和三十四年三月十一日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤 五郎殿

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日米間の小包郵便物について御説明申し上げます。

日米間の小包郵便物の交換業務につきましては、戦前は昭和十三年の約定によつて規制されて参りましたが、戦

後もこの約定が復活、適用されております。この戦前の約定は、締結以来一度の修正も行われていないので、現状に適合するよう改定の必要があり、両国間で交渉の結果、この新約定が作成され、わが国は昨年十月二日に東京で署名し、米國側も十一月三日ワシントンで署名を了しました。その効力の発生は、両国の権限のある当局が合意する日となっております。

この約定は、郵便小包交換に関する条件、小包の料金に関する事項、航空小包に関する事項、事故の場合の損害賠償等について規定しております。

次に、日本国とパキスタン及び日本国とノールウェーとの間の二重課税防止条約について御説明申し上げます。

わが国は、さきにアメリカ合衆国及びスウェーデンとの間にこの種の二重課税防止の条約を締結いたしました。今般、さらにパキスタン及びノールウェーとの間に交渉が妥結し、二月十七日及び二十一日に、東京でこの条約にそれぞれ署名を了しました。

この両条約の内容は、わが国がさきに結びました二重課税防止条約にならうものでありまして、これにより両国との間の二重課税及び脱税等の問題を有効適切に処理し、当該国民が安心して経済上、文化上の活動に従事できるようにし、両国との間の経済関係を一段と緊密にすることが期待される次第であります。

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 学校教育法等の一部を改正する法律案外一案

この日米小包郵便約定は、二月三日委員会付託となり、また、日本国とパキスタン及び日本国とノールウェーとの両二重課税防止条約は、二月二十五日及び三月二日それぞれ予備審査のため委員会付託となり、三月十一日衆議院承認の後、本院に送付され、委員会付託となりました。よって、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、三月十三日、討論を省略し採決の結果、この一約定二条約はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(加藤謙五郎君) 三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第八 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第八、学校教育法等の一部を改正する法律案、日程第九、学校教育法等の一部を改正

する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長白井莊一君。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「養護学校」を「養学校」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第一条中「大学」の下に「専科大学」を加える。

第三条中「設置しようとする者は」の下に「別に法律又はこれに基く命令で定めるものの外」を加える。

第四条中「大学の学部又は大学院について同様とする。」を「大学の学部若しくは大学院又は専科大学の学科若しくは夜間において授業を行う課程」に改め、同条に次の一項を加える。

大学、専科大学、大学の学部若しくは大学院又は専科大学の学科若しくは夜間において授業を行う課程の設置の認可に関しは、監督庁は、大学設置審議会に諮問しなければならない。

第六条第二項を削る。

第九条第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

第二十二條第一項中「又は後見人の職務を行う者」を削り、「養護学校」の下に「の小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二才に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、養学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五才に達した日の属する学年の終り(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り)までとする。

第二十三條中「教育に関し都道府県の区域を管轄する監督庁(以下都道府県監督庁と称する。)」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十八條第二項中「助教諭」の下に「養護助教諭、講師」を加え、同条に次の二項を加える。

養護助教諭は、養護助教諭の職務を助ける。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を共同処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第三十一條第一項中「町村」を「市町村」に、「市町村学校組合」を「又は市町村の組合」に改める。

第三十二條中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十九條第一項中「小学校」の下に「又は盲学校、養学校若しくは養護学校の小学部」を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による職務に、これを準用する。

第四十五條 高等学校には、通常の課程又は定時制の課程の外、通信による教育を行う課程(以下通信教育の課程と称する。)を置くことができる。

通信教育の課程に関し必要な事項は、この法律又はこの法律に基く命令で別に定めるものの外、監督庁が、これを定める。

第四十五條の次に次の一条を加える。

第四十五條の二 高等学校の定時制の課程又は通信教育の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第四十六条 高等学校の修業年限

は、通常の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信教育の課程については、四年以上とする。

第五十条第二項中「助教諭」の下に「養護助教諭、講師」を加える。

第五十一条中「第七項」を「第九項」に改める。

「第五章 大学」を「第五章 大学及び専科大学」に改める。

第五十五条第一項中「超える」を「こえる」に改め、同条第三項中「同項に規定する専門の課程」を「専門の課程」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 専科大学を卒業した者が大学に入学する場合においては、監督庁の定めるところにより、その卒業した専科大学における修業年限（前期の課程の年数を除く。）を入学した大学の修業年限に通算することができる。

第五十六条第二項中「前条第二項に規定する」を削り、「同項」を「第五十五条第二項」に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第七十条の次に次の一節を加える。

第二節 専科大学

第七十条の二 専科大学は、深く専門の学芸を教授研究し、必要があるときはあわせて高等学校に準ずる教育を施し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的とする。

第七十条の三 専科大学の学科に關する事項は、前条の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第七十条の四 専科大学には、夜間において授業を行う課程（以下夜間の課程と称する。）を置くことができる。

第七十条の五 専科大学の修業年限は、二年又は三年とし、あわせて高等学校に準ずる教育を施す必要があるときは、五年又は六年とすることができる。

修業年限を五年又は六年とする専科大学の課程は、三年の前期の課程と二年又は三年の後期の課程とする。

夜間の課程については、その修業年限及び前期又は後期の課程の年数は、前二項に規定する年数をこえるものとすることができる。

第七十条の六 前期の課程においては、高等学校に準ずる教育を施し、後期の課程に進学するために必要な知識技能を授けるものとする。

前期の課程の教科に關する事項は、第七十条の二及び前項の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第七十条の七 修業年限を二年又は三年とする専科大学に入学することのできる者は、第五十六条第一項に規定する者とする。

修業年限を五年又は六年とする専科大学に入学することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。

後期の課程に進学することのできる者は、前期の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第七十条の八 専科大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

専科大学の専攻科は、専科大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専科大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者又は同条第二項に規定する入

学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

前条第二項に規定する入学資格を有する者のための別科は、修業年限を五年又は六年とする専科大学に限り、これを置くことができる。

第七十条の九 専科大学には、学長、教授、助教授、助手及び事務職員並びに、修業年限を五年又は六年とする専科大学にあつては、教諭を置かなければならない。

修業年限を五年又は六年とする専科大学には、前項の外、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び前期課程講師を置くことができる。

専科大学には、前二項の外、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

前期課程講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

第七十条の十 第二十八条第四項から第八項まで、第四十五条、第五十条第三項、第五十八条第三項から第七項まで、第五十九条、第六十一条、第六十四条、第六十八條の二及び第六十九条の規定は、専科大学に、これを準用する。

第二十一条の規定は、前期の課程に、これを準用する。

第四十五条の二の規定は、夜間の課程又は通信教育の課程の前期の課程に、これを準用する。

第七十一条中「夫々」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「強度の弱視者を含む。以下同じ。」を加え、「聾者」を「聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条第一項中「及び中部」を「中部、高等部及び幼稚部に、「その一」を「その一部」に改め、同条第二項を削る。

第七十四条中「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十五条第一項各号を次のように改める。

一 精神薄弱者 二 身体虚弱者 三 肢体不自由者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行ふことが適當なもの	第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。 第八十九条中「禁錮」を「禁錮」に改める。 第九十四条中「左に」を「次に」に改める。 第九十七条中「夫々」を「それぞれ」に改める。 第二百二条第一項中「ろ、学校」を「養学校」に改める。 第二百二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある」を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度の」に改める。 第四百四条を次のように改める。 第四百四条 削除 第五百五条第二項中「第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外」を「この法律又はこの法律に基く命令で別に定めるものの外」に改める。 第六百六条第一項中「第六条第二項」及び「第十二条第二項」を削り、「第二十條」の下に「第二十條」を加え、「第二十條」の下に「第二十三條」を加え、並びに第二十三條に規定する定をなす権限を有する監督庁を削り、同条第二項中の認可する監督庁を削り、「都道府県教育委員会」を「都道府県教育委員会」に改める。	第七十六條中「第二十一條、第二十七條、第二十八條（第四十條及び第五十一條において準用する場合を含む）、第三十四條、第三十七條、第四十五條から第四十八條まで、第五十條」を「第二十一條（第四十條及び第五十一條において準用する場合を含む）、第二十七條、第二十八條（第四十條、第五十一條及び第八十二條において準用する場合を含む）、第三十四條、第三十七條、第四十六條から第五十條まで」に改める。 第八十一條第二項中「前項の外、」の下に「養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他」を加える。 第八十二條中「第三十四條」を「第二十八條第五項及び第七項から第九項まで並びに第三十四條」に改める。 第八十四條第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会（私立の場合にあつては、都道府県知事）」に改め、同条	第七十七條中「高等学校」の下に「専科大学の前期の課程」を、「養護学校」の下に「並びに特殊学級」を加え、「第五十一條及び第七十六條において準用する第二十一條第一項」を「第二十一條第一項（第四十條、第五十一條、第七十條の十第二項及び第七十六條において準用する場合を含む）」に改める。 第八八條の二第一項中「第六十八條の二の規定」の下に「第七十條の十第一項において準用する場合を含む。」を加える。 第九九條第一項に次のただし書を加える。 ただし、昭和三十四年三月三十一日までにその認可を受けた場合に限り。 第九十條に次の一項を加える。 第九十條 次の一項を加える。 前条に規定する大学に在学した者が専科大学に入学する場合 には、その在学した大学における在学年数を、文部大臣の定める基準により、入学した専科大学の修業年限に算入することができる。 （国立学校設置法の一部改正） 第二条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。 目次中「第十二條」を「第十二條、第十三條」に改める。	第十二條を第十三條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。 （国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予） 第十二條 国立学校の校長（国立大学又は国立大学の学部に附属して設置される学校にあつては、当該国立大学の学長）は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 （専科大学の設置） 第二条 専科大学は、昭和三十五年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。 （文部省設置法の一部改正） 第三条 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。 第二条第四号中「大学」を「大学及び専科大学」に改め、同条	第五号中「ろ、学校」を「養学校」に改める。 第五條第一項第十四号中「あつた」を「あつせん」に改め、同項第十七号中「大学の設置及び」を「大学及び専科大学の設置並びに」に改め、同項第十八号及び第二十三号中「大学」の下に「専科大学」を加え、同項第三十一号中「及び大学」を「並びに大学及び専科大学」に改める。 第八八條第九号中「盲学校、ろ、学校及び養護学校」を削り、同条第十四号中「初等中等教育用教科書」を「初等中等教育（専科大学の前期の課程における教育を含む。以下この号において同じ。）用教科書」に改める。 第九九條第一号中「大学」の下に「及び専科大学」を加え、同条第二号中「国立大学及びこれに」を「国立大学及び国立専科大学並びにこれらに」に改め、同条第六号中「大学」の下に「及び専科大学」を加え、同条第七号中「養成及び大学」を「及び養成、大学及び専科大学」に改め、同条第十二号中「大学教授」を「大学及び専科大学の教授」に改め、同条第十六号中「大学」の下に「専科大学」を加える。 第十一條第十二号中「大学教授」を「大学及び専科大学の教授」に改める。
--	---	---	---	--	--

第十二条第一項第九号中「あつた」を「あつせん」に改める。

第十三条第一項第一号中「大学」の下に「専科大学」を加える。

第二十七条第一項の表目的の欄中「私立大学及び私立専科大学」を「私立大学又は私立専科大学及びこれらの学校」に、「私立大学」に関する「を」を「私立大学又は私立専科大学に関する」に、「大学設置」を「大学又は専科大学の設置」に改める。

附則第八項中「盲ろう教育用」を「盲聾教育用」に改める。

(私立学校法の一部改正)
第四条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立専科大学
二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校

三 第一号に掲げる私立学校を
設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を
設置する学校法人

五 第一号に掲げる私立学校と

第二号に掲げる私立学校とを
あわせ設置する学校法人

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 私立学校、私立高等学校の通常の課程、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程及び通信による教育を行う課程、私立大学の学部、大学院及び通信による教育を行う課程、私立専科大学の学科、夜間において授業を行う課程並びに私立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止の認可を行うこと。

第五条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 私立学校の設置者の変更の認可を行うこと。

第七条中「私立大学以外の」を削る。

第八条第一項中「私立大学」の下に「及び私立専科大学」を加え、同条第二項中「私立大学」を「私立大学又は私立専科大学」に、「第六十条第一項」を「第四条第二項」に改める。

第九条第二項中「私立大学」の下に「及び私立専科大学」を加える。

に「及び私立専科大学」を加える。

第十条第四項中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第十一条第一項中「私立大学」の下に「及び私立専科大学」を加える。

第十八条第二項中「私立大学」を「私立大学又は私立専科大学」に改める。

第十九条第二項第一号中「私立大学」の下に「若しくは私立専科大学」を加える。

第二十条第一項中「私立大学」の下に「又は私立専科大学」を加え、同条第二項中「私立大学」を「私立大学又は私立専科大学」に改める。

第六十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四条中「前号に掲げる私立学校以外の私立学校若しくは第二号に掲げる私立学校」とあり、又は第八条第一項中「私立大学及び私立専科大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

附則第十二項を次のように改める。

12 第五条第一項第一号中「設置廃止」とあるのは、当分の間、

「設置廃止並びに学校教育法第百五条の規定による通信教育の開設廃止」と読み替へるものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項、第二十四条第一号及び第三十二条中「大学」の下に「及び専科大学」を加える。

第三十六条中「大学附置の」を「大学又は専科大学に附置された」に改める。

理 由

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を養成することを目的として新たに専科大学の制度を設け、短期大学の認可は昭和三十四年四月一日以降は行わないこととするともに、技能教育施設における学習を高等学校の定時制又は通信教育の課程の教科の一部の履修とみなすことができるみちを開き、その他特殊教育に関する規定等を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(報告書は会議録追録に掲載)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第一条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」を「夜間課程を置く高等学校等における学校給食に関する法律」に改める。

(装師師法の一部改正)

第二条 装師師法(昭和十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「又ハ大学」を「大学又ハ専科大学」に改める。

(統計法の一部改正)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項第三号中「旧専門学校令」を「学校教育法による専科大学、旧専門学校令」に、「これ」を「これら」に、「若しくは」を「又は」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第四条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中「大学」の下に「専科大学」を加え、同条第二項中「大学の長」の下に「専科大学の長」を加える。

(食品衛生法の一部改正)

第五条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第四項第二号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(公認会計士法の一部改正)

第六条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「大学」の下に「若しくは専科大学」を、「第五十七条第二項」の下に「若しくは第七十条の八第二項」を加える。

第九条第一号から第三号まで中

「学校教育法による大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(日本学術会議法の一部改正)

第七条 日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「学校教育法」の下に「若しくは専科大学、同法」を加える。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三

十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国立及び私立の学校の長」の下に「並びに公立の専科大学の長」を加える。

(旅館業法の一部改正)

第九条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「大学」の下に「及び修業年限を二年又は三年とする専科大学」を加え、同条第三項中「大学附置の」を「大学又は専科大学に附置された」に改め、「当該大学」の下に「又は専科大学」を、「その他の国立学校」の下に「又は公立若しくは私立の専科大学」を加え、「校長」を「学長又は校長、専科大学以外の」に改め、「教育委員会」の下に「専科大学以外の」を加える。

(少年院法の一部改正)

第十条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は大学」を、「大学又は専科大学」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第十一条 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三号中「卒業」の下に「若しくは専科大学の前期の課程を修了」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)」を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条―第十五条)を「第二節 大学及び専科大学の校長及び教員(第十三条―第十五条)」と改める。

第十四条の次に次の節名を加える。

第三節 専科大学の学長、教員及び部局長

第十五条を次のように改める。

(専科大学の学長、教員及び部局長)

第十五条 第四条から第十二条までの規定は、専科大学の学長、教授、助教授、講師及び部局長に準用する。

2 専科大学の教諭、助教諭、養護教諭及び前期課程講師の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、学長が行う。

3 前二条の規定は、前項の専科大学の教員に準用する。

「第三節 教育長及び専門的教育職員」を「第四節 教育長及び専門的教育職員」に改める。

第二十三条第二項中「い、他」を「他」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第十五条第一項において前二項に掲げる規定を準用する場合に準用する。

この場合において、第一項第一号及び第三号中「一個の学部を置く大学」とあるのは、「専科大学」と読み替えるものとする。

第三十二条第二項第一号中「大学」の下に「又は専科大学」を加える。

同項第二号中「公立の」の下に「専科大学の教諭、養護教諭、助教諭若しくは養護助教諭又は公立の」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項第三号中「ろ、学校」を「専学校」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる学校」を「公立の専科大学の常時勤務に服することを要する前期課程講師又は公立の高等学校」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第十三条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「公立の大学」の下に「又は専科大学」を加え、「大学以外の」を「大学及び専科大学以外の」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第十四条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(建設業法の一部改正)

第十五条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十

号)」の下に「又は専科大学」を加える。

第五條第一項第一号中「旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 学校教育法等の一部を改正する法律案外一案

五四四

専科大学(前期の課程を除く。)に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、又はこれに相当する科目を履修し」に改め、同条第三号中「大学において」を「大学又は専科大学において」に改める。

第四十四条第二項中「公立の大学」の下に「又は専科大学」を加え、「大学以外の」を「大学及び専科大学以外の」に改める。

第四十七条の二中「大学」の下に「及び専科大学」を加える。

第四十八条第二項中「大学」の下に「専科大学」を加える。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二十条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五イ教育職俸給表(備考)

(一)中「大学及びこれに」を「大学及び専科大学並びにこれらに」に改め、同表ロ教育職俸給表(備考)中「専任教授及びこれに」を「専任大学教授及び専任教授並びにこれらに」に改める。

(図書館法の一部改正)

第二十一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「大学」の下に「又は専科大学」を加える。

加え、同項第三号中「大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

第五条第二項第二号中「卒業し」の下に「又は専科大学の前期の課程を修了し」を加える。

第六条第一項中「大学」の下に「又は専科大学」を加える。

第十三条第三項中「大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(建築士法の一部改正)

第二十一条 建築士法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号の二中「学校教育法による」の下に「専科大学又は」を加え、同条第二号中「学校教育法による」の下に「専科大学若しくは」を加える。

第十五条第一号中「学校教育法による大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二十三条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に基く大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正)

第二十四条 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十七号中「又は」を「による大学若しくは専科大学又は」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十五条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)による大学」の下に「又は専科大学(前期の課程を除く。)」を加え、同項第四号中「学校教育法による高等学校」の下に「又は専科大学の前期の課程」を加える。

(産業教育振興法の一部改正)

第二十六条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ろ、学校」を「専学校」に、「又は大学」を「大学又は専科大学」に改める。

第十五条第一項第一号中「高等学校」の下に「(専科大学の前期の課程を含む。以下次号及び第十六条において同じ。)」を加え、同項第四号中「大学」の下に「又は専科大学」を加える。

第十五条第二項第一号中「又は短期大学」を「短期大学又は専科大学」に改め、「短期大学」の下に「又は専科大学」を加え、同項第二

号中「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専科大学」に改める。

第六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第九号中「による大学」の下に「専科大学(前期の課程を除く。)」を加える。

(博物館法の一部改正)

第二十八条 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「大学」の下に「又は専科大学(前期の課程を除く。)」を加える。

第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「又は」を「による大学若しくは専科大学又は」に改める。

(税理士法の一部改正)

第二十七条 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号中「による大学」の下に「専科大学(前期の課程を除く。)」を加える。

(博物館法の一部改正)

第二十八条 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「大学」の下に「又は専科大学(前期の課程を除く。)」を、「修得し」の下に「又はこれに相当する科目を履修し」を加える。

(特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

第二十九条 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは専科大学又は」に改める。

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第三十条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

第三十二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「ろ、学校又は養護学校の高等部」を「専学校若しくは養護学校の高等部又は専科大学の前期の課程」に、「若しくは大学」を「大学若しくは専科大学(前期の課程を除く。以下同じ。)」に改める。

第三十三条第三項中「大学」の下に「若しくは専科大学」を、「当該学校を卒業」の下に「(専科大学の前期の課程にあつては、修了)」を加える。

第三十一条 栄養改善法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に基く大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第三十二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「ろ、学校又は養護学校の高等部」を「専学校若しくは養護学校の高等部又は専科大学の前期の課程」に、「若しくは大学」を「大学若しくは専科大学(前期の課程を除く。以下同じ。)」に改める。

第三十三条第三項中「大学」の下に「若しくは専科大学」を、「当該学校を卒業」の下に「(専科大学の前期の課程にあつては、修了)」を加える。

第三十一条 栄養改善法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に基く大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第三十二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「ろ、学校又は養護学校の高等部」を「専学校若しくは養護学校の高等部又は専科大学の前期の課程」に、「若しくは大学」を「大学若しくは専科大学(前期の課程を除く。以下同じ。)」に改める。

第三十三条第三項中「大学」の下に「若しくは専科大学」を、「当該学校を卒業」の下に「(専科大学の前期の課程にあつては、修了)」を加える。

第三十一条 栄養改善法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に基く大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第五条第三項中「当該学校を卒業」の下に「専科大学の前期の課程にあつては、修了」を、「大学」の下に「若しくは専科大学」を加える。

第十条の二第一項第二号中「若しくは大学」を、「大学若しくは専科大学」に改める。

(湿地単作地域農業改良促進法の一部改正)

第三十三条 湿地単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「又は」による大学若しくは専科大学又は「」に改める。

(海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第三十四条 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号中「又は」による大学若しくは専科大学又は「」に改める。

(学校図書館法の一部改正)

第三十五条 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「高等部」の下に「並びに専科大学の前期の課程」を加える。

第五条第三項中「大学」の下に「又は専科大学」を加える。

第十三条中「高等部」の下に「並びに専科大学の前期の課程」を加える。

(理科教育振興法の一部改正)

第三十六条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ろ、学校」を「高等学校」に改め、「高等部」の下に「並びに専科大学の前期の課程」を加える。

第九条第一項第二号中「大学」の下に「又は専科大学」を加える。

(畑地農業改良促進法の一部改正)

第三十七条 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号中「又は」による大学若しくは専科大学又は「」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第三十八条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「及び専科大学」を加える。

第十九条第一号中「大学」の下に「又は専科大学(前期の課程を除く。)」を、「修得し」の下に「又はこれに相当する科目を履修し」を加える。

第二十条第二項第一号中「卒業し」の下に「又は専科大学の前期の課程を修了し」を加える。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第三十九条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)
第二条 この法律で「定時制教育」とは、高等学校が定時制の課程で行う教育及び専科大学が夜間の課程の前期の課程で行う教育をいい、「通信教育」とは、高等学校が通信教育の課程で行う教育及び専科大学が通信教育の課程の前期の課程で行う教育をいう。

第五条及び第六条中「高等学校」の下に「又は専科大学」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第四十条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ろ、学校」を「高等学校」に改める。

第五条第一項第一号中「の学長」を「又は国立専科大学の学長」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第四十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「ろ、学校」を「高等学校」に、「高等学校の教員」を「高等学校又は専科大学の教員」に改め、「相当する学校」の下に「(高等学校教諭仮免許状に係る場合にあつては、専科大学を含む。)」を加え、「講師を含む。」を、「講師若しくは前期課程講師」に改める。

附則第三項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「相当する学校」の下に「(高等学校教諭仮免許状に係る場合にあつては、専科大学を含む。)」を加え、「講師を含む。」を、「講師若しくは前期課程講師」に改める。

附則第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「高等部」の下に「又は専科大学」を加え、「講師を含む。」を、「講師若しくは前期課程講師」に改める。

附則第五項の表第三欄中「教員」の下に「(高等学校教諭二級普通免許状の場合にあつては、専科大学の教員を含む。)」を加え、同表中「ろ、学校」を「高等学校」に改め、同表備考第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十七項中「ろ、学校」を「高等学校」に改める。

附則第十八項中「卒業し」の下に「若しくは専科大学の前期の課程を修了し」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

附則第十九項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第二十四項中「ろ、学校」を「高等学校」に改める。

(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正)

第四十二条 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「専科大学」を加え、同条第二項中「講師(常時勤務の者に限る。)」を「常時勤務に服することを要する講師(専科大学の講師を除く。)、常時勤務に服することを要する前期課程講師」に改める。

五四五

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 学校教育法等の一部を改正する法律案外一案

(日本学校給食会法の一部改正)
第四十三条 日本学校給食会法(昭和三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」を「夜間課程を置く高等学校等における学校給食に関する法律」に改める。

(原子力委員会設置法の一部改正)
第四十四条 原子力委員会設置法(昭和三十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「大学」の下に「及び専科大学」を加える。

(科学技術庁設置法の一部改正)
第四十五条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び大学」を「並びに大学及び専科大学」に改める。

第八条第一号中「大学」の下に「及び専科大学」を加える。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)
第四十六条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第一条から第三条まで、第五条第一項、第六条及び第九条中「高等学校」の下に「又は専科大学」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)
第四十七条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学」の下に「専科大学」を加える。

(国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の一部改正)
第四十八条 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「大学」の下に「及び専科大学」を加える。

(学校保健法の一部改正)
第四十九条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「大学」の下に「及び修業年限を二年又は三年とする専科大学」を加える。

附則
この法律は、学校教育法等の一部を改正する法律(昭和 年法律

第 号)の施行の日から施行する。

理由

学校教育法の一部改正による専科大学の制度の新設に伴い、関係法律の規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま上程されました二つの法案の要点と、文教委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、学校教育法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、第一に、学校教育法を改正して専科大学制度を新設しようとするものであります。専科大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業または実生活に必要な能力を育成することを目的としており、現行の四年制大学とは別個の教育機関であります。その入学資格、修業年限について申し上げますと、高等学校卒業程度を入学資格とすると、短期大学と同様、二年または三年をその修業年限としており、さらに、中学校卒業程度を入学資格とする五年または六年の制度をも認めることとし、産業界その他一般社会

の要望にこたえようとしております。申すまでもなく、この専科大学の制度は、現行の暫定的短期大学制度を改善し、その卒業生の職業能力、生活能力を一層充実しようとする種々検討を加えられた結果、恒久的の制度として立案せられたものであります。従って、短期大学の設置認可はこれを昭和三十四年三月三十一日までに限定し、専科大学の設置はこれを昭和三十五年度以降と規定しております。

第二点としましては、高等学校の定時制または通信教育の課程に在学する者が文部大臣の指定する技能者教育施設で教育を受けている場合、学校長は、文部大臣の定めるところにより、その施設における学習を当該高等学校の教科の一部とみなすことができる規定を設けて、勤労青少年の心身の負担を軽減し、かつ教育的効果を上げようとするものであります。

第三点は、特殊教育に関する規定の整備であります。すなわち、従来単独設置を認められていない盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部について、特別の必要がある場合、それぞれ単独に設置し得る道を開き、さらに、特殊学級の対象になる児童生徒の種類について現行規定を整備するものであります。

その他、従来もすでに行われていた国立学校の授業料の減免について、財政法等との関係から、これを法文に明記するため、国立学校設置法の一部を改正しようとするものであります。

以上が本法案のおもな内容であります。次に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、国立専科大学の学長、教員の身分取扱い及び管理機関については四年制大学の例によるものと、専科大学前期課程を担当する教員の身分取扱いについては大学付置の学校の教員の例によるものとし、このため教育公務員特例法の一部を改正しようとするものであります。

第二点は、専科大学の前期課程担当教員は原則として高等学校教員の免許状を必要とするが、当分の間、免許状を有しない教授等が、授与権者の許可を受けて、前期課程を担当する教諭または講師となり得ることを規定し、第三点は、専科大学の卒業生に対する教員免許状授与についての規定を設けたことでありまして、これらのため、教育職員免許法の一部を改正しようとしております。

第四点は、国立専科大学の学長、教員の給与については国立大学の学長、教員の例によるものとし、前期課程担当教員の給与は国立高等学校教

員の例によるものとし、このため一般職の職員に給する法律の一部を改正しようとしております。

右の両法案は、昨年十二月十日当委員会に付託せられ、同十七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

元来、本案は、科学技術の振興という時代の要請をも考慮し、わが国学制の基本にも関係する重要法案である点にかんがみ、委員会としては、きわめて慎重に審議をいたして参つたのでございますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月十三日、両案に対する質疑を打ち切り、一括して討論に入りましたが、小牧委員は日本社会党を代表して両法案に反対の意見を述べ、また、加藤委員は自由民主党を代表して賛成の意を表明しました。就いて採決の結果、起立多数をもって両法案とも原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤五郎君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤五郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

出席國務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君
文部大臣 橋本 龍伍君
農林大臣 三浦 一雄君
運輸大臣 永野 護君
郵政大臣 寺尾 豊君
建設大臣 遠藤 三郎君

○朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

工場立地の調査等に関する法律

(通知書受領)

一、去る十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害被害者に対する租税の減免、徴収等に関する法律の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

南方同胞援護会法の一部を改正する法律

放送法の一部を改正する法律

一、去る十三日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第2号)

一、去る十三日参議院議長から、国会は日本国憲法第八條の規定による議決をなし、内閣に送付した旨の通知書を受領した。

一、去る十三日参議院議長から、国会において議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

(報告書受領)

一、去る十三日内閣から、地方財政法第三十條の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
加藤 精三君 賀屋 興宜君

法務委員
綾部健太郎君 渡邊 良夫君

外務委員
大西 正道君 竹谷源太郎君

大蔵委員

小澤 貞孝君 高田 富之君
山花 秀雄君

社会労働委員

二階堂 進君 多賀谷貞穂君
大久保留次郎君 水谷長三郎君

農林水産委員

日野 吉夫君

商工委員

水谷長三郎君 多賀谷貞穂君

運輸委員

宇田 國榮君 増田甲子七君

通信委員

武知 勇記君 山花 秀雄君

推定委員

権名悦三郎君

予算委員

久野 忠治君 松田 鐵藏君

決算委員

大久保留次郎君 賀屋 興宜君

齋藤邦吉君

増田甲子七君

中島茂喜君

渡邊 良夫君

板川正吾君

上林興市郎君

横山利秋君

綾部健太郎君

宇田國榮君

加藤 精三君

久野忠治君

瀬戸山三男君

武知勇記君

二階堂 進君

外務委員

田中 稔男君 山花 秀雄君
大蔵委員 大西 正道君

文教委員

北村徳太郎君 三木 武夫君
辻原 弘市君 原 彪君

本島百合子君

木倉和一郎君

武知勇記君

板川 正吾君

東海林 稔君

北條 秀一君

社会労働委員

田邊 國男君 星島 二郎君

農林水産委員

三和 精一君 神田 大作君

永山 忠則君

小澤 貞孝君

商工委員

大倉和一郎君 永井勝次郎君

多賀谷貞穂君

宇田 國榮君

運輸委員

武知 勇記君 星島 二郎君

早稲田柳右門君

小澤 貞孝君

天野公義君

田邊 國男君

三木 武夫君

神田 大作君

建設委員

荒船清十郎君 井原 岸高君

橋本正之君

松澤 雄蔵君

児玉末男君

東海林 稔君

山中露史君

武知 勇記君

丹羽喬四郎君

増田甲子七君

原 彪君

本島百合子君

岡田 春夫君

佐々木良作君

島上善五郎君

永井勝次郎君

予算委員

予算委員

地方行政委員

加藤 精三君 北條 秀一君

辻原 弘市君

綾部健太郎君

法務委員

法務委員

大西 正道君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

竹谷源太郎君

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 朗読を省略した報告

五四八

決算委員

大久保留次郎君 賀屋 興宣君
齋藤 邦吉君 椎名悦三郎君
中島 茂喜君 増田甲子七君
渡邊 良夫君 坂本 泰良君
松平 忠久君
一、昨十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柏 正男君 八百板 正君
外務委員 八百板 正君 柏 正男君
社会労働委員 川崎 秀二君 谷川 和穂君
古川 丈吉君 山下 春江君
秋田 大助君 木倉和一郎君
田中 龍夫君 福永 一臣君

(常任委員補欠選任)

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

賀屋 興宣君 加藤 精三君
法務委員 渡邊 良夫君 綾部健太郎君
外務委員 山花 秀雄君 日野 吉夫君
大蔵委員 山花 秀雄君 竹谷源太郎君
大西 正道君
社会労働委員 大久保留次郎君 水谷長三郎君
二階堂 進君 多賀谷眞稔君
農林水産委員 高田 富之君

商工委員

多賀谷眞稔君 水谷長三郎君
運輸委員 増田甲子七君 宇田 國榮君
通信委員 椎名悦三郎君 小澤 貞孝君
武知 勇記君
予算委員 松田 鐵藏君 久野 忠治君
決算委員 二階堂 進君 加藤 精三君
橋本 正之君 武知 勇記君
瀬戸山三男君 宇田 國榮君
久野 忠治君 綾部健太郎君
西村 力弥君 坂本 泰良君
田中幾三郎君 渡邊 良夫君
増田甲子七君 賀屋 興宣君
松田 鐵藏君 中島 茂喜君
椎名悦三郎君 大久保留次郎君
齋藤 邦吉君

一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

渡邊 良夫君 辻原 弘市君
北條 秀一君
法務委員 大久保留次郎君
外務委員 岡田 春夫君 大西 正道君
大蔵委員 山花 秀雄君
文教委員 木倉和一郎君 武知 勇記君
北條 秀一君 東海林 稔君
板川 正吾君 北村徳太郎君

三木 武夫君

本島百合子君
原 彪君 辻原 弘市君
社会労働委員 星島 二郎君 田邊 國男君
農林水産委員 永山 忠則君 小澤 貞孝君
三和 精一君 神田 大作君
商工委員 増田甲子七君 多賀谷眞稔君
永井勝次郎君 椎名悦三郎君
運輸委員 三木 武夫君 田邊 國男君
天野 公義君 神田 大作君
早稲田和子門君 星島 二郎君
武知 勇記君 小澤 貞孝君
建設委員 丹羽喬四郎君 武知 勇記君
賀屋 興宣君 増田甲子七君
本島百合子君 原 彪君
島上善五郎君 井原 岸高君
荒船清十郎君 松澤 雄藏君
東海林 稔君 兒玉 末男君
予算委員 田中 稔男君 永井勝次郎君
山中日露史君 佐々木良作君
決算委員 綾部健太郎君 橋本 正之君
瀬戸山三男君 宇田 國榮君
久野 忠治君 木倉和一郎君
加藤 精三君 板川 正吾君
小林 正美君

一、昨十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

八百板 正君 柏 正男君
外務委員 柏 正男君 八百板 正君
社会労働委員 田中 龍夫君 秋田 大助君
福永 一臣君 木倉和一郎君
谷川 和穂君 山下 春江君
川崎 秀二君 古川 丈吉君

(議案提出)

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(条約受領)
一、昨十六日予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
(議案受領)
一、去る十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

土地区画整理法の一部を改正する法律案
特許法施行法案
意匠法施行法案
商標法施行法案
特許法等の一部を改正する法律案

一、去る十三日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

接収貨金庫等の処理に関する法律案
建築基準法の一部を改正する法律案
特許法案
実用新案法案
意匠法案
商標法案
特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

一、昨十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
(条約付託)
一、昨十六日予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号(予) 外務委員会 付託)
(議案付託)
一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外二十九名提出、衆法第四八号)

地盤沈下対策特別措置法案(櫻井奎夫君外十一名提出、衆法第五十一号)

以上二件 建設委員会 付託

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外十名提出、衆法第五〇号)

地方行政委員会 付託

接収貴金属等の処理に関する法律案(内閣提出第二五五号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出、衆法第五二号)

文教委員会 付託

特許法案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付)

特許法施行法案(内閣提出第一〇九号)(参議院送付)

実用新案法案(内閣提出第一一〇号)(参議院送付)

実用新案法施行法案(内閣提出第一一一号)(参議院送付)

意匠法案(内閣提出第一一二号)(参議院送付)

意匠法施行法案(内閣提出第一一三号)(参議院送付)

商標法案(内閣提出第一五八号)(参議院送付)

商標法施行法案(内閣提出第一五九号)(参議院送付)

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六〇号)(参議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)(参議院送付)

以上十件 商工委員会 付託

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)(参議院送付)

土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)

以上二件 建設委員会 付託

一、昨十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一八二号)

(予) 大蔵委員会 付託

(条約送付)

一、去る十二日参議院に送付した条約は次の通りである。

千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る十二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案

一、去る十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案

輸出品デザイン法案

特定港灣施設工事特別会計法案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

関稅法の一部を改正する法律案

国稅徵收法案

国稅徵收法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案

日本てん菜糖製糖業法

臨時てん菜糖製造業者納付金法案

一、去る十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外二十九名提出)

地盤沈下対策特別措置法案(櫻井奎夫君外十一名提出)

一、去る十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外十名提出)

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出)

(議案通知)

一、去る十二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

工場立地の調査等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年一度一般会計予算補正(第2号)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

固有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

北海道寒冷地畑作營農改善資金融通臨時措置法案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案

日本国憲法第八條の規定による議決案

放送法の一部を改正する法律案

衆議院會議録第二十五号(その二) 中正訳

ハシ 段 行 誤 正

四七 三 終り六 中心主義 中心主義

四三 五 四 おきまして おきまして

五四九

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議録第二十六号 朗讀を省略した報告

昭和三十四年三月十七日 衆議院會議錄第二十六号

五五〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し、原稿紙は二十円)
(配達料別)
発行所 東京都新宿区市谷本町一丁目
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(五線)
電報掛